

介護報酬の算定構造のイメージ (案)

本資料は、市町村等におけるシステム改修作業の円滑な実施を支援する観点から、これまで行われた介護給付費分科会の議論等を踏まえ、事務的に整理している現時点版として、介護給付の算定構造のイメージを作成したものである。

具体的な内容については、決定されたものでなく、見直しの可能性があり得るものであることを御了知頂きますようよろしくお願いいたします。

介護報酬の算定構造

介護サービス

: 令和6年6月改定箇所

指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
 - ニ (削除)
 - ホ 介護医療院における短期入所療養介護費
- 10 特定施設入居者生活介護費
- 11 福祉用具貸与費

指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護福祉施設サービス
- 2 介護保健施設サービス
- 3 (削除)
- 4 介護医療院サービス

指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

1 訪問介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
イ 身体介護	(1) 20分未満 (163単位)	- 1 / 100	- 1 / 100	所要時間が20分から起算して25分を補うことに+55単位(115単位を限度)	× 200 / 100	夜間又は早朝の場合 + 25 / 100 深夜の場合 + 50 / 100	特定事業所加算 () + 20 / 100 特定事業所加算 () + 10 / 100 特定事業所加算 () + 3 / 100	特定事業所加算 () + 20 / 100 特定事業所加算 () + 10 / 100 特定事業所加算 () + 3 / 100	共生型訪問介護を行う場合	事業所同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算
	(2) 20分以上30分未満 (244単位)											
	(3) 30分以上1時間未満 (387単位)											
	(4) 1時間以上 (567単位に30分を補うごとに + 82単位)											
ロ 生活援助	(1) 20分以上45分未満 (179単位) (2) 45分以上 (220単位)											
ハ 通院等乗降介助	(1回につき 97単位)											

ニ 初回加算	(1回につき + 200単位)
ホ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算 () (2) 生活機能向上連携加算 () (1回につき + 200単位)
ヘ 口腔連携強化加算	(1回につき + 50単位(1月に1回を限度))
ト 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算 () (2) 認知症専門ケア加算 () (1日につき + 3単位) (1日につき + 4単位)

注	注
1. 介護職員等処遇改善加算 () (1日につき + 所定単位数 × 2.15 / 100.0)	注 所定単位数は、イから14までにより算定した単位数の合計
2. 介護職員等処遇改善加算 () (1日につき + 所定単位数 × 2.14 / 100.0)	
3. 介護職員等処遇改善加算 () (1日につき + 所定単位数 × 2.13 / 100.0)	
4. 介護職員等処遇改善加算 () (1日につき + 所定単位数 × 2.12 / 100.0)	
5. 介護職員等処遇改善加算 () (1日につき + 所定単位数 × 2.11 / 100.0)	
6. 介護職員等処遇改善加算 () (1日につき + 所定単位数 × 2.10 / 100.0)	
7. 介護職員等処遇改善加算 () (1日につき + 所定単位数 × 2.09 / 100.0)	
8. 介護職員等処遇改善加算 () (1日につき + 所定単位数 × 2.08 / 100.0)	
9. 介護職員等処遇改善加算 () (1日につき + 所定単位数 × 2.07 / 100.0)	
10. 介護職員等処遇改善加算 () (1日につき + 所定単位数 × 2.06 / 100.0)	
11. 介護職員等処遇改善加算 () (1日につき + 所定単位数 × 2.05 / 100.0)	
12. 介護職員等処遇改善加算 () (1日につき + 所定単位数 × 2.04 / 100.0)	
13. 介護職員等処遇改善加算 () (1日につき + 所定単位数 × 2.03 / 100.0)	
14. 介護職員等処遇改善加算 () (1日につき + 所定単位数 × 2.02 / 100.0)	

「特別地域訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は支給限度額管理の対象外の算定項目

事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合、を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

緊急時訪問介護加算の算定時に限り、身体介護の(1)20分未満に引き続き、生活援助を行うことも可能。
業務継続計画未認定減算については令和7年4月1日から適用する。

介護職員等処遇改善加算()については、令和7年3月31日まで算定可能。

2 訪問入浴介護費

基本部分		注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 介護職員3人が行った場合	注 全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域訪問入浴介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 訪問入浴介護費 (1回につき 1,266単位)	-1/100	-1/100	×95/100	×90/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100	

ロ 初回加算 (1月につき +200単位)

ハ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算 () (1日につき +3単位)	(2) 認知症専門ケア加算 () (1日につき +4単位)
-------------	--------------------------------	--------------------------------

ニ 看取り連携体制加算 (死亡日及び死亡日以前30日以下に限り1回につき +64単位)

ホ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算 () (1回につき +44単位)	(2) サービス提供体制強化加算 () (1回につき +36単位)	(3) サービス提供体制強化加算 () (1回につき +12単位)
----------------	------------------------------------	------------------------------------	------------------------------------

ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算 () (1月につき +所定単位数 × 108 / 100.0) (2) 介護職員等処遇改善加算 () (1月につき +所定単位数 × 94 / 100.0) (3) 介護職員等処遇改善加算 () (1月につき +所定単位数 × 79 / 100.0) (4) 介護職員等処遇改善加算 () (1月につき +所定単位数 × 63 / 100.0) (一) の介護職員等処遇改善加算 () (1月につき +所定単位数 × 49 / 100.0) (二) の介護職員等処遇改善加算 () (1月につき +所定単位数 × 34 / 100.0) (三) の介護職員等処遇改善加算 () (1月につき +所定単位数 × 19 / 100.0) (四) の介護職員等処遇改善加算 () (1月につき +所定単位数 × 4 / 100.0) (五) の介護職員等処遇改善加算 () (1月につき +所定単位数 × 19 / 100.0) (六) の介護職員等処遇改善加算 () (1月につき +所定単位数 × 7 / 100.0) (七) の介護職員等処遇改善加算 () (1月につき +所定単位数 × 5 / 100.0) (八) の介護職員等処遇改善加算 () (1月につき +所定単位数 × 3 / 100.0) (九) の介護職員等処遇改善加算 () (1月につき +所定単位数 × 5 / 100.0) (十) の介護職員等処遇改善加算 () (1月につき +所定単位数 × 4 / 100.0) (十一) の介護職員等処遇改善加算 () (1月につき +所定単位数 × 2 / 100.0) (十二) の介護職員等処遇改善加算 () (1月につき +所定単位数 × 4 / 100.0) (十三) の介護職員等処遇改善加算 () (1月につき +所定単位数 × 3 / 100.0) (十四) の介護職員等処遇改善加算 () (1月につき +所定単位数 × 3 / 100.0)	注 所定単位数は、イからホまでにより算定した単位数の合計
---------------	---	---------------------------------

：「特別地域訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度管理の対象外の算定項目
 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。
 介護職員等処遇改善加算()については、令和7年3月31日まで算定可能。

【脚注】
 1. 単位数算定記号の説明
 + 単位 所定単位数 + 単位
 - 単位 所定単位数 - 単位
 × / 100 所定単位数 × / 100
 + / 100 所定単位数 + 所定単位数 × / 100
 - / 100 所定単位数 - 所定単位数 × / 100

3 訪問看護費

注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
基本部分	看護職員の 場合	看護職員の 場合	看護職員の 場合	看護職員の 場合	看護職員の 場合	看護職員の 場合	看護職員の 場合	看護職員の 場合	看護職員の 場合	看護職員の 場合	看護職員の 場合	看護職員の 場合	看護職員の 場合	看護職員の 場合	看護職員の 場合	看護職員の 場合
イ 指定訪問看護 サービスの 場合	1) 25分未満 週に1回以上、20分以上の看護員又は 看護員による訪問を行った場合算定可能 +113単位	2) 30分未満 +121単位	3) 35分以上1時間未満 +130単位	4) 1時間以上1時間30分未満 +141単位	5) 理学療法士、作業療法士又は前掲職能発注の場合 1日に2回を超えて実施する場合は121/113	×90/100										
ロ 病院又は診療所 の場合	1) 25分未満 週に1回以上、20分以上の看護員又は 看護員による訪問を行った場合算定可能 +113単位	2) 30分未満 +121単位	3) 35分以上1時間未満 +130単位	4) 1時間以上1時間30分未満 +141単位		×90/100										
ハ 定期巡回・随時対応型訪問看護看護事業と連携する場合 (1月につき +113単位)	看護員に よる訪問が 1回でもある 場合 ×90/100															
二 初回加算	1) 看護員 +113単位 2) 看護員 +113単位 (1月につき +226単位)															
ホ 遠隔時共同看護加算	(1回につき +600単位)															
ヘ 看護・介護職員連携強化加算	(1月につき +250単位)															
ト 看護体制強化加算 (イ及びロを算定する場合のみ算定)	(1) 看護体制強化加算 (1月につき +550単位) (2) 看護体制強化加算 (1月につき +300単位)															
チ 行政連携強化加算	(1月につき +113単位/1月に1回算定可 な)															
サービス提供体制 強化加算	1) イ及びロを算定する場合 二) サービス提供体制強化加算 (1月につき +300単位)	二) サービス提供体制強化加算 (1月につき +300単位)	1) サービス提供体制強化加算 (1月につき +113単位)	二) サービス提供体制強化加算 (1月につき +113単位)												
注	「特別地域訪問看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターゲツクア加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目 事業所同一建物の利用者は同一建物の利用者2人以上にサービスを行う場合、を適用する場合、支給限度額基準額の算定の際、当該算定前の単位数を算入 1月以内の回数に限る算定回数については、昼間・夜間・深夜の訪問看護に係る加算を算定できるものとする 算定回数超過算定率等については次表(別添)に規定する。															

4 訪問リハビリテーション費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注					
イ 訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	1回につき 313 単位	-1 / 113	-1 / 113	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者の2人以上以上サービスを行う場合 × 90 / 100	+ 15 / 100	+ 10 / 100	+ 5 / 100	1日につき + 200 単位	リハビリテーションマニピュレーション(山) 1月につき + 118 単位 リハビリテーションマニピュレーション(海) 1月につき + 113 単位	事業所の医師が在宅利用者又はその家族に対して説明し、有償の指導を行う場合 1日につき + 270 単位	1日につき + 213 単位 (前掲(イ)又は(ロ)の場合に限り)	1日につき + 8 単位 (前掲(イ)又は(ロ)の場合に限り)	1回につき + 8 単位 (前掲(イ)又は(ロ)の場合に限り)	事業所の医師が訪問リハビリテーション計画の作成に係る業務を行なった場合、(注)に該当する理由に該当しない。
	介護老人保健施設の場合														
	介護医療院の場合														
ロ 遠隔訪問リハビリテーション費		1日につき 17 単位を加算													
ハ 移行支援加算		(1)につき 17 単位を加算													
ニ サービス提供体制強化加算		(1)につき + 6 単位													
		(2)につき + 3 単位													
<p>「特別地域訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度管理の対象外の算定項目</p> <p>「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者の20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入</p> <p>「業務終了後未定算定額」については、(注)1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、23、24、25、26、27、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、41、42、43、44、45、46、47、48、49、50、51、52、53、54、55、56、57、58、59、60、61、62、63、64、65、66、67、68、69、70、71、72、73、74、75、76、77、78、79、80、81、82、83、84、85、86、87、88、89、90、91、92、93、94、95、96、97、98、99、100、101、102、103、104、105、106、107、108、109、110、111、112、113、114、115、116、117、118、119、120、121、122、123、124、125、126、127、128、129、130、131、132、133、134、135、136、137、138、139、140、141、142、143、144、145、146、147、148、149、150、151、152、153、154、155、156、157、158、159、160、161、162、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173、174、175、176、177、178、179、180、181、182、183、184、185、186、187、188、189、190、191、192、193、194、195、196、197、198、199、200、201、202、203、204、205、206、207、208、209、210、211、212、213、214、215、216、217、218、219、220、221、222、223、224、225、226、227、228、229、230、231、232、233、234、235、236、237、238、239、240、241、242、243、244、245、246、247、248、249、250、251、252、253、254、255、256、257、258、259、260、261、262、263、264、265、266、267、268、269、270、271、272、273、274、275、276、277、278、279、280、281、282、283、284、285、286、287、288、289、290、291、292、293、294、295、296、297、298、299、300、301、302、303、304、305、306、307、308、309、310、311、312、313、314、315、316、317、318、319、320、321、322、323、324、325、326、327、328、329、330、331、332、333、334、335、336、337、338、339、340、341、342、343、344、345、346、347、348、349、350、351、352、353、354、355、356、357、358、359、360、361、362、363、364、365、366、367、368、369、370、371、372、373、374、375、376、377、378、379、380、381、382、383、384、385、386、387、388、389、390、391、392、393、394、395、396、397、398、399、400、401、402、403、404、405、406、407、408、409、410、411、412、413、414、415、416、417、418、419、420、421、422、423、424、425、426、427、428、429、430、431、432、433、434、435、436、437、438、439、440、441、442、443、444、445、446、447、448、449、450、451、452、453、454、455、456、457、458、459、460、461、462、463、464、465、466、467、468、469、470、471、472、473、474、475、476、477、478、479、480、481、482、483、484、485、486、487、488、489、490、491、492、493、494、495、496、497、498、499、500、501、502、503、504、505、506、507、508、509、510、511、512、513、514、515、516、517、518、519、520、521、522、523、524、525、526、527、528、529、530、531、532、533、534、535、536、537、538、539、540、541、542、543、544、545、546、547、548、549、550、551、552、553、554、555、556、557、558、559、560、561、562、563、564、565、566、567、568、569、570、571、572、573、574、575、576、577、578、579、580、581、582、583、584、585、586、587、588、589、590、591、592、593、594、595、596、597、598、599、600、601、602、603、604、605、606、607、608、609、610、611、612、613、614、615、616、617、618、619、620、621、622、623、624、625、626、627、628、629、630、631、632、633、634、635、636、637、638、639、640、641、642、643、644、645、646、647、648、649、650、651、652、653、654、655、656、657、658、659、660、661、662、663、664、665、666、667、668、669、670、671、672、673、674、675、676、677、678、679、680、681、682、683、684、685、686、687、688、689、690、691、692、693、694、695、696、697、698、699、700、701、702、703、704、705、706、707、708、709、710、711、712、713、714、715、716、717、718、719、720、721、722、723、724、725、726、727、728、729、730、731、732、733、734、735、736、737、738、739、740、741、742、743、744、745、746、747、748、749、750、751、752、753、754、755、756、757、758、759、760、761、762、763、764、765、766、767、768、769、770、771、772、773、774、775、776、777、778、779、780、781、782、783、784、785、786、787、788、789、790、791、792、793、794、795、796、797、798、799、800、801、802、803、804、805、806、807、808、809、810、811、812、813、814、815、816、817、818、819、820、821、822、823、824、825、826、827、828、829、830、831、832、833、834、835、836、837、838、839、840、841、842、843、844、845、846、847、848、849、850、851、852、853、854、855、856、857、858、859、860、861、862、863、864、865、866、867、868、869、870、871、872、873、874、875、876、877、878、879、880、881、882、883、884、885、886、887、888、889、890、891、892、893、894、895、896、897、898、899、900、901、902、903、904、905、906、907、908、909、910、911、912、913、914、915、916、917、918、919、920、921、922、923、924、925、926、927、928、929、930、931、932、933、934、935、936、937、938、939、940、941、942、943、944、945、946、947、948、949、950、951、952、953、954、955、956、957、958、959、960、961、962、963、964、965、966、967、968、969、970、971、972、973、974、975、976、977、978、979、980、981、982、983、984、985、986、987、988、989、990、991、992、993、994、995、996、997、998、999、1000</p>															

5 居宅療養管理指導費

基本部分		注	注	注	注	注	注	
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 居宅療養管理指導費((2)以外)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (3.13 単位)	+ 15 / 100	+ 10 / 100	+ 5 / 100			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (4.13 単位)						
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (4.43 単位)						
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (3.13 単位) (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (4.13 単位) (3) (1)及び(2)以外の場合 (4.43 単位)							
		(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合 (月1回を限度)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (3.13 単位)	+ 100 単位		+ 250 単位	+ 150 単位	
			(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (4.13 単位)					
(三) (一)及び(二)以外の場合 (4.43 単位)								
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (3.13 単位) (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (4.13 単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (4.43 単位)							
		(1) 当該指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が行った場合 (3.13 単位) (2) 当該指定居宅療養管理指導事業所以外の管理栄養士が行った場合 (4.13 単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (4.43 単位)						
			(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (3.13 単位) (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (4.13 単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (4.43 単位)					
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (3.13 単位) (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (4.13 単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (4.43 単位)							
		(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (3.13 単位) (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (4.13 単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (4.43 単位)						
			(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (3.13 単位) (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (4.13 単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (4.43 単位)					
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (3.13 単位) (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (4.13 単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (4.43 単位)							
		(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (3.13 単位) (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (4.13 単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (4.43 単位)						
			(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (3.13 単位) (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (4.13 単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (4.43 単位)					

ハ(1)～(3)について、がん末期の患者、中心静脈栄養患者及び心不全や呼吸不全で鎮痛注射剤を使用する患者については、週2回かつ月8回算定できる。
 ニについて、計画的な管理を行うこととなる医師が、当該利用者の急性性疾患(1)に一次的に併発した急変管理を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合は、当該指示の日が30日間を超えて、また1回を限度として算定できる。
 ホについて、がん末期の患者については、月4回を限度として算定できる。

7 通所リハビリテーション費

基本部分		1. 利用者が利用する日数	2. 利用者が利用する時間	3. 利用者が利用する曜日	4. 利用者が利用する時間帯	5. 利用者が利用する施設	6. 利用者が利用する設備	7. 利用者が利用するサービス	8. 利用者が利用するスタッフ	9. 利用者が利用する時間外	10. 利用者が利用する休日	11. 利用者が利用する夜間	12. 利用者が利用する長期	13. 利用者が利用する短期	14. 利用者が利用する特別	15. 利用者が利用するその他
病院又は診療所の場合	(1) 1時間以上 2時間未満	1日につき +30単位														
	(2) 2時間以上 3時間未満															
	(3) 3時間以上 4時間未満															
	(4) 4時間以上 5時間未満															
	(5) 5時間以上 6時間未満															
	(6) 6時間以上 7時間未満															
	(7) 7時間以上 8時間未満															
	(1) 1時間以上 2時間未満															
	(2) 2時間以上 3時間未満															
	(3) 3時間以上 4時間未満															
	(4) 4時間以上 5時間未満															
	(5) 5時間以上 6時間未満															
	(6) 6時間以上 7時間未満															
	(7) 7時間以上 8時間未満															
介護老人保健施設の場合	(1) 1時間以上 2時間未満															
	(2) 2時間以上 3時間未満															
	(3) 3時間以上 4時間未満															
	(4) 4時間以上 5時間未満															
	(5) 5時間以上 6時間未満															
	(6) 6時間以上 7時間未満															
	(7) 7時間以上 8時間未満															
	(1) 1時間以上 2時間未満															
	(2) 2時間以上 3時間未満															
	(3) 3時間以上 4時間未満															
	(4) 4時間以上 5時間未満															
	(5) 5時間以上 6時間未満															
	(6) 6時間以上 7時間未満															
	(7) 7時間以上 8時間未満															
介護療養院の場合	(1) 1時間以上 2時間未満															
	(2) 2時間以上 3時間未満															
	(3) 3時間以上 4時間未満															
	(4) 4時間以上 5時間未満															
	(5) 5時間以上 6時間未満															
	(6) 6時間以上 7時間未満															
	(7) 7時間以上 8時間未満															

9 短期入所療養介護費
イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

基本部分				注1	注2	注3	注4	注5	注6	注7	注8	注9	注10	注11	注12	注13	注14	注15	注16
基本部分				注1	注2	注3	注4	注5	注6	注7	注8	注9	注10	注11	注12	注13	注14	注15	注16
(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (1日につき)	一 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (1)	介護老人保健施設短期入所療養介護費(基本型)	要介護1 753 単位 要介護2 850 単位 要介護3 854 単位 要介護4 918 単位 要介護5 974 単位 要介護6 819 単位 要介護7 893 単位 要介護8 959 単位 要介護9 1,017 単位 要介護10 1,074 単位	×17/110	×78/110	×78/110	-1/110	-1/110	-1/110	1日につき +24単位	1日につき +24単位	1日につき +21単位 (7時間未満)	1日につき +19単位 (6時間未満)	1日につき +12単位 (3時間未満)	1日につき +11単位 (2時間未満)	1日につき +10単位 (1時間未満)	1日につき +9単位 (1時間未満)	1日につき +8単位 (1時間未満)	1日につき +7単位 (1時間未満)
		介護老人保健施設短期入所療養介護費(在宅強化型)	要介護1 826 単位 要介護2 923 単位 要介護3 928 単位 要介護4 992 単位 要介護5 1,050 単位																
		介護老人保健施設短期入所療養介護費(多床室・基本型)	要介護1 880 単位 要介護2 977 単位 要介護3 982 単位 要介護4 1,046 単位 要介護5 1,104 単位																
		介護老人保健施設短期入所療養介護費(多床室・在宅強化型)	要介護1 950 単位 要介護2 1,047 単位 要介護3 1,052 単位 要介護4 1,116 単位 要介護5 1,174 単位																
		介護老人保健施設短期入所療養介護費(療養型看護職員を配置)	要介護1 950 単位 要介護2 1,047 単位 要介護3 1,052 単位 要介護4 1,116 単位 要介護5 1,174 単位																
		介護老人保健施設短期入所療養介護費(基本型)	要介護1 870 単位 要介護2 967 単位 要介護3 972 単位 要介護4 1,036 単位 要介護5 1,094 単位																
		介護老人保健施設短期入所療養介護費(療養型)	要介護1 950 単位 要介護2 1,047 単位 要介護3 1,052 単位 要介護4 1,116 単位 要介護5 1,174 単位																
		介護老人保健施設短期入所療養介護費(療養型)	要介護1 950 単位 要介護2 1,047 単位 要介護3 1,052 単位 要介護4 1,116 単位 要介護5 1,174 単位																
		介護老人保健施設短期入所療養介護費(療養型)	要介護1 950 単位 要介護2 1,047 単位 要介護3 1,052 単位 要介護4 1,116 単位 要介護5 1,174 単位																
		介護老人保健施設短期入所療養介護費(療養型)	要介護1 950 単位 要介護2 1,047 単位 要介護3 1,052 単位 要介護4 1,116 単位 要介護5 1,174 単位																
	二 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (2)	介護老人保健施設短期入所療養介護費(基本型)	要介護1 794 単位 要介護2 891 単位 要介護3 896 単位 要介護4 960 単位 要介護5 1,018 単位	×17/110	×78/110	×78/110	-1/110	-1/110	-1/110	1日につき +24単位	1日につき +24単位	1日につき +21単位 (7時間未満)	1日につき +19単位 (6時間未満)	1日につき +12単位 (3時間未満)	1日につき +11単位 (2時間未満)	1日につき +10単位 (1時間未満)	1日につき +9単位 (1時間未満)	1日につき +8単位 (1時間未満)	1日につき +7単位 (1時間未満)
		介護老人保健施設短期入所療養介護費(療養型)	要介護1 867 単位 要介護2 964 単位 要介護3 969 単位 要介護4 1,033 単位 要介護5 1,091 単位																
		介護老人保健施設短期入所療養介護費(療養型)	要介護1 921 単位 要介護2 1,018 単位 要介護3 1,023 単位 要介護4 1,087 単位 要介護5 1,145 単位																
		介護老人保健施設短期入所療養介護費(療養型)	要介護1 921 単位 要介護2 1,018 単位 要介護3 1,023 単位 要介護4 1,087 単位 要介護5 1,145 単位																
		介護老人保健施設短期入所療養介護費(療養型)	要介護1 921 単位 要介護2 1,018 単位 要介護3 1,023 単位 要介護4 1,087 単位 要介護5 1,145 単位																
		介護老人保健施設短期入所療養介護費(療養型)	要介護1 921 単位 要介護2 1,018 単位 要介護3 1,023 単位 要介護4 1,087 単位 要介護5 1,145 単位																
		介護老人保健施設短期入所療養介護費(療養型)	要介護1 921 単位 要介護2 1,018 単位 要介護3 1,023 単位 要介護4 1,087 単位 要介護5 1,145 単位																
		介護老人保健施設短期入所療養介護費(療養型)	要介護1 921 単位 要介護2 1,018 単位 要介護3 1,023 単位 要介護4 1,087 単位 要介護5 1,145 単位																
		介護老人保健施設短期入所療養介護費(療養型)	要介護1 921 単位 要介護2 1,018 単位 要介護3 1,023 単位 要介護4 1,087 単位 要介護5 1,145 単位																
		介護老人保健施設短期入所療養介護費(療養型)	要介護1 921 単位 要介護2 1,018 単位 要介護3 1,023 単位 要介護4 1,087 単位 要介護5 1,145 単位																
三 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (3)	介護老人保健施設短期入所療養介護費(基本型)	要介護1 813 単位 要介護2 910 単位 要介護3 915 単位 要介護4 979 単位 要介護5 1,037 単位	×17/110	×78/110	×78/110	-1/110	-1/110	-1/110	1日につき +24単位	1日につき +24単位	1日につき +21単位 (7時間未満)	1日につき +19単位 (6時間未満)	1日につき +12単位 (3時間未満)	1日につき +11単位 (2時間未満)	1日につき +10単位 (1時間未満)	1日につき +9単位 (1時間未満)	1日につき +8単位 (1時間未満)	1日につき +7単位 (1時間未満)	
	介護老人保健施設短期入所療養介護費(療養型)	要介護1 886 単位 要介護2 983 単位 要介護3 988 単位 要介護4 1,052 単位 要介護5 1,110 単位																	
	介護老人保健施設短期入所療養介護費(療養型)	要介護1 940 単位 要介護2 1,037 単位 要介護3 1,042 単位 要介護4 1,106 単位 要介護5 1,164 単位																	
	介護老人保健施設短期入所療養介護費(療養型)	要介護1 940 単位 要介護2 1,037 単位 要介護3 1,042 単位 要介護4 1,106 単位 要介護5 1,164 単位																	
	介護老人保健施設短期入所療養介護費(療養型)	要介護1 940 単位 要介護2 1,037 単位 要介護3 1,042 単位 要介護4 1,106 単位 要介護5 1,164 単位																	
	介護老人保健施設短期入所療養介護費(療養型)	要介護1 940 単位 要介護2 1,037 単位 要介護3 1,042 単位 要介護4 1,106 単位 要介護5 1,164 単位																	
	介護老人保健施設短期入所療養介護費(療養型)	要介護1 940 単位 要介護2 1,037 単位 要介護3 1,042 単位 要介護4 1,106 単位 要介護5 1,164 単位																	
	介護老人保健施設短期入所療養介護費(療養型)	要介護1 940 単位 要介護2 1,037 単位 要介護3 1,042 単位 要介護4 1,106 単位 要介護5 1,164 単位																	
	介護老人保健施設短期入所療養介護費(療養型)	要介護1 940 単位 要介護2 1,037 単位 要介護3 1,042 単位 要介護4 1,106 単位 要介護5 1,164 単位																	
	介護老人保健施設短期入所療養介護費(療養型)	要介護1 940 単位 要介護2 1,037 単位 要介護3 1,042 単位 要介護4 1,106 単位 要介護5 1,164 単位																	
四 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (4)	介護老人保健施設短期入所療養介護費(基本型)	要介護1 813 単位 要介護2 910 単位 要介護3 915 単位 要介護4 979 単位 要介護5 1,037 単位	×17/110	×78/110	×78/110	-1/110	-1/110	-1/110	1日につき +24単位	1日につき +24単位	1日につき +21単位 (7時間未満)	1日につき +19単位 (6時間未満)	1日につき +12単位 (3時間未満)	1日につき +11単位 (2時間未満)	1日につき +10単位 (1時間未満)	1日につき +9単位 (1時間未満)	1日につき +8単位 (1時間未満)	1日につき +7単位 (1時間未満)	
	介護老人保健施設短期入所療養介護費(療養型)	要介護1 886 単位 要介護2 983 単位 要介護3 988 単位 要介護4 1,052 単位 要介護5 1,110 単位																	
	介護老人保健施設短期入所療養介護費(療養型)	要介護1 940 単位 要介護2 1,037 単位 要介護3 1,042 単位 要介護4 1,106 単位 要介護5 1,164 単位																	
	介護老人保健施設短期入所療養介護費(療養型)	要介護1 940 単位 要介護2 1,037 単位 要介護3 1,042 単位 要介護4 1,106 単位 要介護5 1,164 単位																	
	介護老人保健施設短期入所療養介護費(療養型)	要介護1 940 単位 要介護2 1,037 単位 要介護3 1,042 単位 要介護4 1,106 単位 要介護5 1,164 単位																	
	介護老人保健施設短期入所療養介護費(療養型)	要介護1 940 単位 要介護2 1,037 単位 要介護3 1,042 単位 要介護4 1,106 単位 要介護5 1,164 単位																	
	介護老人保健施設短期入所療養介護費(療養型)	要介護1 940 単位 要介護2 1,037 単位 要介護3 1,042 単位 要介護4 1,106 単位 要介護5 1,164 単位																	
	介護老人保健施設短期入所療養介護費(療養型)	要介護1 940 単位 要介護2 1,037 単位 要介護3 1,042 単位 要介護4 1,106 単位 要介護5 1,164 単位																	
	介護老人保健施設短期入所療養介護費(療養型)	要介護1 940 単位 要介護2 1,037 単位 要介護3 1,042 単位 要介護4 1,106 単位 要介護5 1,164 単位																	
	介護老人保健施設短期入所療養介護費(療養型)	要介護1 940 単位 要介護2 1,037 単位 要介護3 1,042 単位 要介護4 1,106 単位 要介護5 1,164 単位																	
特定介護老人保健施設短期入所療養介護費 (1) 3時間以上4時間未満 (2) 4時間以上6時間未満 (3) 6時間以上8時間未満	特定介護老人保健施設短期入所療養介護費(1)	要介護1 664 単位 要介護2 761 単位 要介護3 766 単位 要介護4 830 単位 要介護5 888 単位	×17/110	×78/110	×78/110	-1/110	-1/110	-1/110	1日につき +24単位	1日につき +24単位	1日につき +21単位 (7時間未満)	1日につき +19単位 (6時間未満)	1日につき +12単位 (3時間未満)	1日につき +11単位 (2時間未満)	1日につき +10単位 (1時間未満)	1日につき +9単位 (1時間未満)	1日につき +8単位 (1時間未満)	1日につき +7単位 (1時間未満)	
	特定介護老人保健施設短期入所療養介護費(2)	要介護1 761 単位 要介護2 858 単位 要介護3 863 単位 要介護4 927 単位 要介護5 985 単位																	
	特定介護老人保健施設短期入所療養介護費(3)	要介護1 815 単位 要介護2 912 単位 要介護3 917 単位 要介護4 981 単位 要介護5 1,039 単位																	
特別療養費	一 療養体制維持特別加算 二 療養体制維持特別加算	1日につき 2.7単位を加算 1日につき 3.7単位を加算																	
総合管理加算	(利用中に1日未満に、1日につき2.1単位を加算)																		
転送費加算	(1日につき 8単位を加算(1日3回を限度))																		
療養費加算	(1日につき 8単位を加算(1日3回を限度))																		
認知症専門ケア加算	一 認知症専門ケア加算 二 認知症専門ケア加算	1日につき 2.7単位を加算 1日につき 4.4単位を加算																	
緊急時対応療養費	一 緊急時対応療養費 二 緊急時対応療養費	1日につき 1.1単位を加算 1日につき 1.1単位を加算																	
生産性向上推進体制加算	一 生産性向上推進体制加算 二 生産性向上推進体制加算	1日につき 1.9単位を加算 1日につき 1.9単位を加算																	
サービス提供体制強化加算	一 サービス提供体制強化加算 二 サービス提供体制強化加算 三 サービス提供体制強化加算	1日につき 2.4単位を加算 1日につき 2.4単位を加算 1日につき 1.8単位を加算																	
特別療養費、緊急時対応療養費、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、支給調整療養費の計費外算定項目																			
身体拘束未実施加算については令和7年4月1日から適用する。																			
施設維持計画未実施加算については、感染症予防及び火災防止のための施設の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの期間適用しない。																			

八 診療所における短期入所療養介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
			初療者の数及び入所患者の数の合計を算入する場合は、その定員を記入する場合	活動のユニットワークをユニット別に記載していない等ユニットアにおける床数が実態と異なる場合	身体拘束禁止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未実施減算	部下職設備基準を満たさない場合	減算を有しない場合	認知症行動・心理症状緊急対応加算	緊急短期入所受入加算	若年性認知症利用受入加算	初療者に対して通接を行う場合
(1) 診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所短期入所療養介護費(1)	a 診療所短期入所療養介護費 <従来型個室>	要介護1 705 単位 要介護2 756 単位 要介護3 806 単位 要介護4 857 単位 要介護5 908 単位	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	診療所設備基準減算 1日につき -60単位	1日につき -25単位	1日につき (7日額を限度)	1日につき +30単位 (2日(やむを得ない事情がある場合は14日)を限度)	1日につき +120単位	1日につき +184単位
		b 診療所短期入所療養介護費 <療養機能強化型A> <従来型個室>	要介護1 732 単位 要介護2 786 単位 要介護3 839 単位 要介護4 893 単位 要介護5 946 単位										
		c 診療所短期入所療養介護費 <療養機能強化型B> <従来型個室>	要介護1 723 単位 要介護2 775 単位 要介護3 827 単位 要介護4 879 単位 要介護5 932 単位										
		d 看護<6.1> 介護<6.1>	要介護1 723 単位 要介護2 775 単位 要介護3 827 単位 要介護4 879 単位 要介護5 932 単位										
		e 診療所短期入所療養介護費 <療養機能強化型A> <多床室>	要介護1 1,016 単位 要介護2 864 単位 要介護3 916 単位 要介護4 965 単位 要介護5 1,016 単位										
		f 診療所短期入所療養介護費 <療養機能強化型A> <多床室>	要介護1 847 単位 要介護2 901 単位 要介護3 954 単位 要介護4 1,006 単位 要介護5 1,059 単位										
		g 診療所短期入所療養介護費 <療養機能強化型B> <多床室>	要介護1 835 単位 要介護2 888 単位 要介護3 941 単位 要介護4 992 単位 要介護5 1,045 単位										
		h 看護<3.1>	要介護1 624 単位 要介護2 670 単位 要介護3 715 単位 要介護4 762 単位 要介護5 807 単位										
		i 診療所短期入所療養介護費 <多床室>	要介護1 734 単位 要介護2 779 単位 要介護3 825 単位 要介護4 871 単位 要介護5 917 単位										
		(二) 診療所短期入所療養介護費(2)	a 診療所短期入所療養介護費 <従来型個室>										
	b 看護<3.1>		要介護1 835 単位 要介護2 887 単位 要介護3 937 単位 要介護4 988 単位 要介護5 1,039 単位										
	c 診療所短期入所療養介護費 <療養機能強化型A> <ユニット型個室>		要介護1 918 単位 要介護2 970 単位 要介護3 1,022 単位 要介護4 1,076 単位 要介護5 1,129 単位										
	d 看護<3.1>		要介護1 918 単位 要介護2 970 単位 要介護3 1,022 単位 要介護4 1,076 単位 要介護5 1,129 単位										
	e 診療所短期入所療養介護費 <療養機能強化型B> <ユニット型個室>		要介護1 907 単位 要介護2 959 単位 要介護3 1,010 単位 要介護4 1,062 単位 要介護5 1,114 単位										
	f 看護<3.1>		要介護1 907 単位 要介護2 959 単位 要介護3 1,010 単位 要介護4 1,062 単位 要介護5 1,114 単位										
	g 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>		要介護1 884 単位 要介護2 918 単位 要介護3 970 単位 要介護4 1,022 単位 要介護5 1,076 単位										
	h 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費 <療養機能強化型A> <ユニット型個室の多床室>		要介護1 854 単位 要介護2 884 単位 要介護3 918 単位 要介護4 970 単位 要介護5 1,022 単位										
	i 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費 <療養機能強化型B> <ユニット型個室の多床室>		要介護1 854 単位 要介護2 907 単位 要介護3 959 単位 要介護4 1,010 単位 要介護5 1,062 単位										
	j 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費 <療養機能強化型A> <ユニット型個室の多床室>		要介護1 854 単位 要介護2 907 単位 要介護3 959 単位 要介護4 1,010 単位 要介護5 1,062 単位										
	(2) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所短期入所療養介護費 <ユニット型個室>	要介護1 884 単位 要介護2 918 単位 要介護3 970 単位 要介護4 1,022 単位 要介護5 1,076 単位										
(二) ユニット型診療所短期入所療養介護費 <療養機能強化型A> <ユニット型個室>		要介護1 918 単位 要介護2 970 単位 要介護3 1,022 単位 要介護4 1,076 単位 要介護5 1,129 単位											
(三) ユニット型診療所短期入所療養介護費 <療養機能強化型B> <ユニット型個室>		要介護1 907 単位 要介護2 959 単位 要介護3 1,010 単位 要介護4 1,062 単位 要介護5 1,114 単位											
(3) 特定診療所短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満	684 単位											1日につき +60単位
	(二) 4時間以上6時間未満	946 単位											
	(三) 6時間以上8時間未満	1,316 単位											
(4) 口腔機能強化加算	(1回につき 10単位を加算(1月に1回を限度))												
(5) 療養加算	(1回につき 4単位を加算(1日に1回を限度))												
(6) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(1)	(1日につき 3単位を加算)											
	(二) 認知症専門ケア加算(2)	(1日につき 4単位を加算)											
(7) 特定診療費													
(8) 生産性向上推進体制加算	(一) 生産性向上推進体制加算(1)	(1月につき 100単位を加算)											
	(二) 生産性向上推進体制加算(2)	(1月につき 10単位を加算)											
(9) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(1)	(1日につき 22単位を加算)											
	(二) サービス提供体制強化加算(2)	(1日につき 18単位を加算)											
	(三) サービス提供体制強化加算(3)	(1日につき 6単位を加算)											
(10) 介護職員等処遇改善加算	(一) 介護職員等処遇改善加算(1)	11月につき +所定単位数×31/100%			※定員率は(1)から(14)まで40歳以上の職員が10%未満の場合、 定員率を10%とする。								
	(二) 介護職員等処遇改善加算(2)	11月につき +所定単位数×47/100%											
	(三) 介護職員等処遇改善加算(3)	11月につき +所定単位数×35/100%											
	(四) 介護職員等処遇改善加算(4)	11月につき +所定単位数×43/100%											
	(五) 介護職員等処遇改善加算(5)	11月につき +所定単位数×44/100%											
	(六) 介護職員等処遇改善加算(6)	11月につき +所定単位数×41/100%											
	(七) 介護職員等処遇改善加算(7)	11月につき +所定単位数×45/100%											
	(八) 介護職員等処遇改善加算(8)	11月につき +所定単位数×42/100%											
	(九) 介護職員等処遇改善加算(9)	11月につき +所定単位数×40/100%											
	(十) 介護職員等処遇改善加算(10)	11月につき +所定単位数×46/100%											
	(十一) 介護職員等処遇改善加算(11)	11月につき +所定単位数×39/100%											
	(十二) 介護職員等処遇改善加算(12)	11月につき +所定単位数×37/100%											
	(十三) 介護職員等処遇改善加算(13)	11月につき +所定単位数×36/100%											
	(十四) 介護職員等処遇改善加算(14)	11月につき +所定単位数×48/100%											
(11) 介護職員等処遇改善加算	(一) 介護職員等処遇改善加算(1)	11月につき +所定単位数×31/100%											
	(二) 介護職員等処遇改善加算(2)	11月につき +所定単位数×47/100%											
	(三) 介護職員等処遇改善加算(3)	11月につき +所定単位数×35/100%											
	(四) 介護職員等処遇改善加算(4)	11月につき +所定単位数×43/100%											
	(五) 介護職員等処遇改善加算(5)	11月につき +所定単位数×44/100%											
	(六) 介護職員等処遇改善加算(6)	11月につき +所定単位数×41/100%											
	(七) 介護職員等処遇改善加算(7)	11月につき +所定単位数×45/100%											
	(八) 介護職員等処遇改善加算(8)	11月につき +所定単位数×42/100%											
	(九) 介護職員等処遇改善加算(9)	11月につき +所定単位数×40/100%											
	(十) 介護職員等処遇改善加算(10)	11月につき +所定単位数×46/100%											
	(十一) 介護職員等処遇改善加算(11)	11月につき +所定単位数×39/100%											
	(十二) 介護職員等処遇改善加算(12)	11月につき +所定単位数×37/100%											
	(十三) 介護職員等処遇改善加算(13)	11月につき +所定単位数×36/100%											
	(十四) 介護職員等処遇改善加算(14)	11月につき +所定単位数×48/100%											
(12) 特定診療費	(一) サービス提供体制強化加算、及び(10)介護職員等処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目												

身体拘束禁止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。
業務継続計画未実施減算については、感染症の予防及び蔓延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
介護職員等処遇改善加算については、令和7年3月31日まで算定可能。

ホ 介護医療院における短期入所療養介護費

基本料	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
10-1	10-2	10-3	10-4	10-5	10-6	10-7	10-8	10-9	10-10	10-11	10-12	10-13	10-14	10-15	10-16	10-17	10-18	10-19	10-20	10-21	10-22	10-23	10-24	10-25	10-26	10-27	10-28	10-29	10-30	10-31	10-32	10-33	10-34	10-35	10-36	10-37	10-38	10-39	10-40	10-41	10-42	10-43	10-44	10-45	10-46	10-47	10-48	10-49	10-50	10-51	10-52	10-53	10-54	10-55	10-56	10-57	10-58	10-59	10-60	10-61	10-62	10-63	10-64	10-65	10-66	10-67	10-68	10-69	10-70	10-71	10-72	10-73	10-74	10-75	10-76	10-77	10-78	10-79	10-80	10-81	10-82	10-83	10-84	10-85	10-86	10-87	10-88	10-89	10-90	10-91	10-92	10-93	10-94	10-95	10-96	10-97	10-98	10-99	10-100	
10-101	10-102	10-103	10-104	10-105	10-106	10-107	10-108	10-109	10-110	10-111	10-112	10-113	10-114	10-115	10-116	10-117	10-118	10-119	10-120	10-121	10-122	10-123	10-124	10-125	10-126	10-127	10-128	10-129	10-130	10-131	10-132	10-133	10-134	10-135	10-136	10-137	10-138	10-139	10-140	10-141	10-142	10-143	10-144	10-145	10-146	10-147	10-148	10-149	10-150	10-151	10-152	10-153	10-154	10-155	10-156	10-157	10-158	10-159	10-160	10-161	10-162	10-163	10-164	10-165	10-166	10-167	10-168	10-169	10-170	10-171	10-172	10-173	10-174	10-175	10-176	10-177	10-178	10-179	10-180	10-181	10-182	10-183	10-184	10-185	10-186	10-187	10-188	10-189	10-190	10-191	10-192	10-193	10-194	10-195	10-196	10-197	10-198	10-199	10-200	
10-201	10-202	10-203	10-204	10-205	10-206	10-207	10-208	10-209	10-210	10-211	10-212	10-213	10-214	10-215	10-216	10-217	10-218	10-219	10-220	10-221	10-222	10-223	10-224	10-225	10-226	10-227	10-228	10-229	10-230	10-231	10-232	10-233	10-234	10-235	10-236	10-237	10-238	10-239	10-240	10-241	10-242	10-243	10-244	10-245	10-246	10-247	10-248	10-249	10-250	10-251	10-252	10-253	10-254	10-255	10-256	10-257	10-258	10-259	10-260	10-261	10-262	10-263	10-264	10-265	10-266	10-267	10-268	10-269	10-270	10-271	10-272	10-273	10-274	10-275	10-276	10-277	10-278	10-279	10-280	10-281	10-282	10-283	10-284	10-285	10-286	10-287	10-288	10-289	10-290	10-291	10-292	10-293	10-294	10-295	10-296	10-297	10-298	10-299	10-300	

指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造
居宅介護支援費

基本部分				注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に居宅介護支援を行う場合	注 運営基準減算	注 特別地域居宅介護支援加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 特定事業所集中減算
イ 居宅介護支援費 (1月につき)	(1)居宅介護支援費()	(一) 居宅介護支援費()	要介護1・2 (1,086単位)	- 1 / 100	- 1 / 100	× 95 / 100	(運営基準減算の場合) × 50 / 100 (運営基準減算が2月以上継続している場合) 算定しない	+ 15 / 100	+ 10 / 100	+ 5 / 100	1月につき - 200単位
			要介護3・4・5 (1,411単位)								
		(二) 居宅介護支援費()	要介護1・2 (544単位)								
			要介護3・4・5 (704単位)								
		(三) 居宅介護支援費()	要介護1・2 (326単位)								
			要介護3・4・5 (422単位)								
	(2)居宅介護支援費()	(一) 居宅介護支援費()	要介護1・2 (1,086単位)								
			要介護3・4・5 (1,411単位)								
		(二) 居宅介護支援費()	要介護1・2 (527単位)								
			要介護3・4・5 (683単位)								
		(三) 居宅介護支援費()	要介護1・2 (316単位)								
			要介護3・4・5 (410単位)								
ロ 初回加算 (1月につき + 300単位)											
ハ 特定事業所加算	(1) 特定事業所加算() (1月につき + 519単位)										
	(2) 特定事業所加算() (1月につき + 421単位)										
	(3) 特定事業所加算() (1月につき + 323単位)										
	(4) 特定事業所加算(A) (1月につき + 114単位)										
ニ 特定事業所医療介護連携加算 (1月につき + 125単位)											
ホ 入院時情報連携加算	(1) 入院時情報連携加算() (1月につき + 250単位)										
	(2) 入院時情報連携加算() (1月につき + 200単位)										
ヘ 退院・退所加算 (入院または入所期間中1回を限度に算定)	(1) 退院・退所加算()イ (+ 450単位)										
	(2) 退院・退所加算()ロ (+ 600単位)										
	(3) 退院・退所加算()イ (+ 600単位)										
	(4) 退院・退所加算()ロ (+ 750単位)										
	(5) 退院・退所加算() (+ 900単位)										
ト 通院時情報連携加算 (1月につき + 50単位)											
チ 緊急時等居宅カンファレンス加算 (1月に2回を限度に + 200単位)											
リ ターミナルケアマネジメント加算		死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅の訪問等を行った場合 (+ 400単位)									

居宅介護支援費()については、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が45件以上である場合、45件以上60件未満の部分については()を、60件以上の部分については()を算定する。
居宅介護支援費()については、公益社団法人国民健康保険中央会が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システム及び事務職員の配置を行っている場合に算定できる。なお、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が50件以上である場合、50件以上60件未満の部分については()を、60件以上の部分については()を算定する。
業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

1 介護福祉施設サービス

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
1) 介護福祉施設サービス費 (1日につき)	(一) 介護福祉施設サービス費 ※基本加算等 要介護1 500(単位) 要介護2 450(単位) 要介護3 750(単位) 要介護4 800(単位) 要介護5 870(単位)								1日につき 11単位																			
2) 経済的小規模介護福祉施設サービス費 (1日につき)	(一) 経済的小規模介護福祉施設サービス費 ※基本加算等 要介護1 750(単位) 要介護2 830(単位) 要介護3 900(単位) 要介護4 960(単位) 要介護5 1040(単位)							1日につき 11単位																				
3) ユニオン型介護福祉施設サービス費 (1日につき)	(一) ユニオン型介護福祉施設サービス費 ※ユニオン型加算等 要介護1 740(単位) 要介護2 615(単位) 要介護3 800(単位) 要介護4 860(単位) 要介護5 950(単位)							1日につき 11単位																				
4) ユニオン型介護福祉施設サービス費 (1日につき)	(一) 経済的小規模介護福祉施設サービス費 ※ユニオン型加算等 要介護1 740(単位) 要介護2 615(単位) 要介護3 800(単位) 要介護4 860(単位) 要介護5 950(単位)							1日につき 11単位																				
注 外泊時費用		入居者が病状又は要介護程度が著しく悪化した場合及び入居者に対して緊急対応を要する外泊を要した場合、1月に4日を限度として予定単位数に代りて1日につき2.4単位を算定。																										
注 共同生活支援センター利用費用		入居者に対して緊急対応を要する外泊を要した場合、当該入居者の介護費に当該共同生活支援センターの利用料を加算。1月に1日を限度として予定単位数に代りて1日につき1.0単位を算定。																										
A 転居加算		(1日につき 1.0単位を加算)																										
B 退所時看護管理運営加算		(1月につき1回を限度として 2.0単位を加算)																										
C 高齢者利用支援加算		(入居者1人につき1回を限度として 1.0単位を加算)																										
D 退所前訪問看護加算		(入居者1人につき1回を限度として 4.0単位を算定)																										
		退所前1回を限度として 4.0単位を算定																										
		入居者1人につき1回を限度として、4.0単位を算定																										
		(入居者1人につき1回を限度として、3.0単位を算定)																										
E 退所時看護管理加算		(入居者1人につき1回を限度として、1.0単位を算定)																										
		入居者1人につき1回を限度として、2.0単位を算定																										
		入居者及びその家族等に退所後の看護管理を行う、かつ居宅利用及び老人介護支援センターにおいて必要な情報を提供しうる場合																										
		退所した介護福祉施設等からの退所、帰郷、退所サポートサービス等を行う場合																										
F 居宅医療連携加算		退所した介護福祉施設等からの退所、帰郷、退所サポートサービス等を行う場合																										
		退所した介護福祉施設等からの退所、帰郷、退所サポートサービス等を行う場合																										
G 介護支援加算		(1) 施設・研修を行う施設を支援する場合、要介護1の入居者を受け入れる体制を整備している施設を支援している場合 (1月につき 5.0単位を加算) (2) 上記以外の協力医療機関と連携している場合 (1月につき 5.0単位を加算)																										
H 介護マネジメント強化加算		(1日につき 2.0単位を加算)																										
I 居住加算		(1日につき 2.0単位を加算)																										
J 居宅生活管理加算		(1月につき 4.0単位を加算)																										
		(1月につき 1.0単位を加算)																										
K 口腔ケア加算		(1) 口腔ケア加算 (1) (1月につき 4.0単位を加算) (2) 口腔ケア加算 (2) (1月につき 1.0単位を加算)																										
L 口腔ケア管理加算		(1) 口腔ケア管理加算 (1) (1月につき 4.0単位を加算) (2) 口腔ケア管理加算 (2) (1月につき 1.0単位を加算)																										
M 療養加算		(1日につき 0.8単位を加算) (1日に1回を限度として)																										
N 特別加算		(1月につき 5.4単位を加算)																										
O 緊急時対応加算		(1日につき 2.0単位を加算)																										
		(1日につき 5.0単位を加算)																										
P 転居加算		(1日につき 1.0単位を加算)																										
		(1日につき 1.0単位を加算)																										
		(1日につき 1.0単位を加算)																										
		(1日につき 1.0単位を加算)																										
Q 転居加算		(1日につき 1.0単位を加算)																										
		(1日につき 1.4単位を加算)																										
		(1日につき 0.8単位を加算)																										
		(1日につき 1.0単位を加算)																										
R 在宅介護支援加算		(1日につき 2.0単位を加算)																										
		(1日につき 3.0単位を加算)																										
		(1日につき 3.0単位を加算)																										
		(1日につき 4.0単位を加算)																										
S 在宅介護専門ケア加算		(1) 認知症専門ケア加算 (1) (1日につき 2.0単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算 (2) (1日につき 2.0単位を加算)																										
T 認知症専門ケア加算		(1) 認知症専門ケア加算 (1) (1月につき 1.0単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算 (2) (1月につき 1.0単位を加算)																										
U 認知症行動・心理状態観察加算		(入居者1人につき1日につき1.0単位を加算)																										
V 介護マネジメント加算		(1) 介護マネジメント加算 (1) (1月につき 3.0単位を加算) (2) 介護マネジメント加算 (2) (1月につき 1.0単位を加算)																										
W 接客加算		(1) 接客加算 (1) (1月につき 1.0単位を加算) (2) 接客加算 (2) (1月につき 1.0単位を加算) (3) 接客加算 (3) (1月につき 1.0単位を加算)																										
X 自立支援加算		(1月につき 2.0単位を加算)																										
Y 科学的介護推進体制加算		(1月につき 4.0単位を加算)																										
		(1月につき 1.0単位を加算)																										
Z 安全対策加算		(入居者1人につき1回を限度として 2.0単位を算定)																										
AA 高齢者施設等感染対策向上加算		(1月につき 1.0単位を加算)																										
		(1月につき 1.0単位を加算)																										
AB 高齢者施設等感染対策向上加算		(1月につき 1.0単位を加算)																										
AC 新感染症等感染対策加算		(1月に1回、連続する5日を限度として 2.4単位を算定)																										
AD 生活性向上推進体制加算		(1) 生活性向上推進体制加算 (1) (1月につき 1.0単位を加算) (2) 生活性向上推進体制加算 (2) (1月につき 1.0単位を加算)																										
AE サービス提供体制強化加算		(1) サービス提供体制強化加算 (1) (1日につき 2.0単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算 (2) (1日につき 1.0単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算 (3) (1日につき 0.8単位を加算)																										
1) 介護福祉施設サービス費(1) (1日につき) 要介護1 500(単位)、要介護2 450(単位)、要介護3 750(単位)、要介護4 800(単位)、要介護5 870(単位) 2) 経済的小規模介護福祉施設サービス費(1) (1日につき) 要介護1 750(単位)、要介護2 830(単位)、要介護3 900(単位)、要介護4 960(単位)、要介護5 1040(単位) 3) ユニオン型介護福祉施設サービス費(1) (1日につき) 要介護1 740(単位)、要介護2 615(単位)、要介護3 800(単位)、要介護4 860(単位)、要介護5 950(単位) 4) ユニオン型介護福祉施設サービス費(1) (1日につき) 要介護1 740(単位)、要介護2 615(単位)、要介護3 800(単位)、要介護4 860(単位)、要介護5 950(単位) 5) 在宅介護支援加算(1) (1日につき) 2.0単位を加算、(2) 3.0単位を加算、(3) 3.0単位を加算、(4) 4.0単位を加算 6) 科学的介護推進体制加算(1) (1月につき) 4.0単位を加算、(2) 1.0単位を加算 7) サービス提供体制強化加算(1) (1日につき) 2.0単位を加算、(2) 1.0単位を加算、(3) 0.8単位を加算																												
介護福祉施設サービス費(1) (1日につき) 要介護1 500(単位)、要介護2 450(単位)、要介護3 750(単位)、要介護4 800(単位)、要介護5 870(単位) 経済的小規模介護福祉施設サービス費(1) (1日につき) 要介護1 750(単位)、要介護2 830(単位)、要介護3 900(単位)、要介護4 960(単位)、要介護5 1040(単位) ユニオン型介護福祉施設サービス費(1) (1日につき) 要介護1 740(単位)、要介護2 615(単位)、要介護3 800(単位)、要介護4 860(単位)、要介護5 950(単位) ユニオン型介護福祉施設サービス費(1) (1日につき) 要介護1 740(単位)、要介護2 615(単位)、要介護3 800(単位)、要介護4 860(単位)、要介護5 950(単位) 在宅介護支援加算(1) (1日につき) 2.0単位を加算、(2) 3.0単位を加算、(3) 3.0単位を加算、(4) 4.0単位を加算 科学的介護推進体制加算(1) (1月につき) 4.0単位を加算、(2) 1.0単位を加算 サービス提供体制強化加算(1) (1日につき) 2.0単位を加算、(2) 1.0単位を加算、(3) 0.8単位を加算																												

介護福祉施設サービス費(1) (1日につき) 要介護1 500(単位)、要介護2 450(単位)、要介護3 750(単位)、要介護4 800(単位)、要介護5 870(単位)

介護福祉施設サービス費(1) (1日につき) 要介護1 500(単位)、要介護2 450(単位)、要介護3 750(単位)、要介護4 800(単位)、要介護5 870(単位)

注 特別修費				
注 療養体制維持特別加算	療養体制維持特別加算()	(1) 月につき 27単位を加算		
	療養体制維持特別加算()	(1) 月につき 37単位を加算		
ハ 夜勤加算	(1) 夜勤加算()	(1) 日につき 48単位を加算		
	(2) 夜勤加算()	(1) 日につき 38単位を加算		
ニ 遠隔時等看護連携加算(2)		(1) 月につき 1回を限度として18単位を加算		注 対象施設の基本業務実施しない場合は、算定しない。
ホ 再入所採算確保加算(2)	入所費1人につき1回を限度として18単位を加算			注 対象施設の基本業務実施しない場合は、算定しない。
ヘ 入所前後訪問看護加算() (2)	在宅療養化後の場合	(1) 月につき 48単位を加算		注 入所前から入所者の自宅等を訪問して遠隔を念頭に施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合に算定
	在宅療養化以前の段階	(1) 月につき 48単位を加算		
	在宅療養化後の場合	(1) 月につき 48単位を加算		
	在宅療養化以前の段階	(1) 月につき 48単位を加算		注 入所前から入所者の自宅等を訪問して遠隔を念頭に施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行うことに加え、生活機能の改善目標及び遠隔後も継続的な支援計画を作成した場合に算定
ト 遠隔時等支援加算(2)	(1) 遠隔時等支援加算	① 執行の遠隔時情報加算 (48)単位 ② 遠隔時情報提供加算() (18)単位 ③ 遠隔時情報提供加算() (18)単位 ④ 入所前後加算() (18)単位 ⑤ 入所前後加算() (18)単位		注 入所期間が1回を超える入所者が試行的に遠隔する場合には、当該入所者及びその家族等に対して遠隔後の療養上の指導を行った場合 注 在宅等に遠隔した場合には、入所者の生活支援等に対して、当該入所者の診療情報、心身状況、生活支援等の情報を提供した場合 注 遠隔後医療機関に入院した場合に、当該医療機関に対して、入所者の心身の状況、生活支援等の情報を提供した場合 注 在宅介護支援事業者と入所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
	(2) 訪問看護連携加算	(入所費1人につき1回を限度として18単位を加算)		
チ 能力支援看護連携加算	(1) 施設・診療を行う体制を常態化し、緊急時に人員を受け入れる体制を確保している能力発揮施設と連携している場合	(1) 月につき 58単位を加算		注 令和7年3月1日までの間は18単位を算定
	(2) 上記以外の能力発揮施設と連携している場合	(1) 月につき 8単位を加算		
リ 実働マスタシフト加算		(1) 日につき 11単位を加算		注 対象施設の基本業務実施しない場合は、算定しない。
ル 経口摂取加算(2)		(1) 日につき 28単位を加算		注 対象施設の基本業務実施しない場合は、算定しない。
レ 経口摂取加算(2)	(1) 経口摂取加算()	(1) 月につき 48単位を加算		注 対象施設の基本業務実施しない場合は、算定しない。
	(2) 経口摂取加算()	(1) 月につき 18単位を加算		注 経口摂取加算、後算定していない場合は、算定しない。
ロ 口腔衛生管理加算(2)	(1) 口腔衛生管理加算()	(1) 月につき 98単位を加算		注 歯科医師の指示を受け実施した歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアも行うが、当該入所者は60歳未満で、介護職員に対し、具体的な指導の取組及び指導を行った場合
	(2) 口腔衛生管理加算()	(1) 月につき 18単位を加算		
ヲ 療養加算		(1) 月につき 6単位を加算(1日に2回を限度)		
チ 在宅療養支援看護加算		療養支援費に1日につき 18単位を加算		
リ カかりつけ医療連携調整加算(2)	(1) かかりつけ医療連携調整加算()	かかりつけ医療連携調整加算() () 入所費1人につき1回を限度として48単位を加算		
	(2) かかりつけ医療連携調整加算()	かかりつけ医療連携調整加算() () 入所費1人につき1回を限度として18単位を加算		
	(3) かかりつけ医療連携調整加算()	かかりつけ医療連携調整加算() () 入所費1人につき1回を限度として48単位を加算		
	(4) かかりつけ医療連携調整加算()	かかりつけ医療連携調整加算() () 入所費1人につき1回を限度として18単位を加算		
ロ 緊急時治療費	(1) 緊急時治療費	療養支援費以外の場合 (1) 月に1回3日目を限度に、1日につき18単位を算定 療養支援費の場合 (1) 月に1回3日目を限度に、1日につき18単位を算定		
	(2) 特定治療			
シ 所定休養施設療養費(2)	(1) 所定休養施設療養費()	(1) 月に1回7日目を限度に、1日につき28単位を算定		
	(2) 所定休養施設療養費()	(1) 月に1回1日目を限度に、1日につき48単位を算定		
ソ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算()	(1) 日につき 38単位を加算		
	(2) 認知症専門ケア加算()	(1) 日につき 48単位を加算		
タ 認知症チームケア推進加算	(1) 認知症チームケア推進加算()	(1) 月につき 18単位を加算		
	(2) 認知症チームケア推進加算()	(1) 月につき 18単位を加算		
チ 認知症行動・心理状態緊急対応加算	療養支援費以外の場合 (入所費7日単位) 1日につき28単位を算定 療養支援費の場合 (入所費7日単位) 1日につき28単位を算定			
リ ハビリテーションマスタシフト計画書情報加算(2)	(1) ハビリテーションマスタシフト計画書情報加算()	(1) 月につき 58単位を算定		
	(2) ハビリテーションマスタシフト計画書情報加算()	(1) 月につき 38単位を算定		
ヲ 機能マスタシフト加算(2) (イ(1)、ロ(1)を算定する場合のみ算定)	(1) 機能マスタシフト加算()	(1) 月につき 18単位を算定		
	(2) 機能マスタシフト加算()	(1) 月につき 18単位を算定		
テ 居宅支援加算(2)	(1) 居宅支援加算()	(1) 月につき 18単位を算定		
	(2) 居宅支援加算()	(1) 月につき 18単位を算定		
	(3) 居宅支援加算()	(1) 月につき 28単位を算定		
ト 居宅支援促進加算(2)		(1) 月につき 18単位を算定		
チ 科学的介護推進体制加算(2)	(1) 科学的介護推進体制加算()	(1) 月につき 48単位を算定		
	(2) 科学的介護推進体制加算()	(1) 月につき 88単位を算定		
リ 安全対策体制加算(2)		(入所費1人につき1回を限度として18単位を算定)		
ロ 高齢者施設等感染対策向上加算	(1) 高齢者施設等感染対策向上加算()	(1) 月につき 18単位を算定		
	(2) 高齢者施設等感染対策向上加算()	(1) 月につき 8単位を算定		
ヲ 新興感染症等対応療養費		(1) 月に1回、療養する3日目を限度として、248単位を算定		
テ 生涯性向上推進体制加算	(1) 生涯性向上推進体制加算()	(1) 月につき 18単位を算定		
	(2) 生涯性向上推進体制加算()	(1) 月につき 18単位を算定		
ト サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算()	(1) 日につき 28単位を算定		
	(2) サービス提供体制強化加算()	(1) 日につき 18単位を算定		
	(3) サービス提供体制強化加算()	(1) 日につき 6単位を算定		
ニ 介護職員処遇改善加算(2)	(1) 介護職員処遇改善加算()	(1) 月につき 18単位を算定		
	(2) 介護職員処遇改善加算()	(1) 月につき 18単位を算定		
ロ 介護職員処遇改善加算(2)	(1) 介護職員処遇改善加算()	(1) 月につき 18単位を算定		
	(2) 介護職員処遇改善加算()	(1) 月につき 18単位を算定		
ハ サービス提供体制強化加算(2)	(1) サービス提供体制強化加算()	(1) 日につき 28単位を算定		
	(2) サービス提供体制強化加算()	(1) 日につき 18単位を算定		
	(3) サービス提供体制強化加算()	(1) 日につき 6単位を算定		
ニ 介護職員処遇改善加算(2)	(1) 介護職員処遇改善加算()	(1) 月につき 18単位を算定		
	(2) 介護職員処遇改善加算()	(1) 月につき 18単位を算定		
ロ サービス提供体制強化加算(2)	(1) サービス提供体制強化加算()	(1) 日につき 28単位を算定		
	(2) サービス提供体制強化加算()	(1) 日につき 18単位を算定		
	(3) サービス提供体制強化加算()	(1) 日につき 6単位を算定		
ニ 介護職員処遇改善加算(2)	(1) 介護職員処遇改善加算()	(1) 月につき 18単位を算定		
	(2) 介護職員処遇改善加算()	(1) 月につき 18単位を算定		
ロ サービス提供体制強化加算(2)	(1) サービス提供体制強化加算()	(1) 日につき 28単位を算定		
	(2) サービス提供体制強化加算()	(1) 日につき 18単位を算定		
	(3) サービス提供体制強化加算()	(1) 日につき 6単位を算定		

※1～5については人員配置計画を使用する場合に、短期集中ハビリテーション実施加算、認知症対策中ハビリテーション実施加算を適用しない。
 ※イ(4)及びロ(4)を適用する場合には、(2)を適用しない。
 ※業務給付計画未算定実数については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月1日までの期間適用しない。
 ※介護職員処遇改善加算(2)については、令和7年3月1日までの期間適用しない。

4 介護医療院サービス

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注																												
基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注																												
基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注																												
イ	(1) 型介護医療院サービス費()	(一) 型介護医療院サービス費() <従来型個室>	要介護1 (721 単位) 要介護2 (832 単位) 要介護3 (1,070 単位) 要介護4 (1,172 単位) 要介護5 (1,263 単位)	×90 / 100																																							
		(二) 型介護医療院サービス費() <多床室>	要介護1 (833 単位) 要介護2 (943 単位) 要介護3 (1,182 単位) 要介護4 (1,283 単位) 要介護5 (1,375 単位)																																								
		(一) 型介護医療院サービス費() <従来型個室>	要介護1 (711 単位) 要介護2 (820 単位) 要介護3 (1,055 単位) 要介護4 (1,155 単位) 要介護5 (1,245 単位)																																								
		(二) 型介護医療院サービス費() <多床室>	要介護1 (821 単位) 要介護2 (930 単位) 要介護3 (1,165 単位) 要介護4 (1,264 単位) 要介護5 (1,355 単位)																																								
		(一) 型介護医療院サービス費() <従来型個室>	要介護1 (804 単位) 要介護3 (1,039 単位) 要介護4 (1,138 単位) 要介護5 (1,228 単位)																																								
		(二) 型介護医療院サービス費() <多床室>	要介護1 (805 単位) 要介護2 (914 単位) 要介護3 (1,148 単位) 要介護4 (1,248 単位) 要介護5 (1,338 単位)																																								
	(2) 型介護医療院サービス費()	(一) 型介護医療院サービス費() <従来型個室>	要介護1 (675 単位) 要介護2 (771 単位) 要介護3 (981 単位) 要介護5 (1,149 単位)														×70 / 100																										
		(二) 型介護医療院サービス費() <多床室>	要介護1 (786 単位) 要介護2 (883 単位) 要介護3 (1,092 単位) 要介護4 (1,181 単位) 要介護5 (1,261 単位)																																								
		(一) 型介護医療院サービス費() <従来型個室>	要介護1 (659 単位) 要介護2 (755 単位) 要介護3 (963 単位) 要介護4 (1,053 単位) 要介護5 (1,133 単位)																																								
(二) 型介護医療院サービス費() <多床室>	要介護1 (770 単位) 要介護2 (867 単位) 要介護3 (1,075 単位) 要介護4 (1,165 単位) 要介護5 (1,245 単位)																																										
(一) 型介護医療院サービス費() <従来型個室>	要介護1 (648 単位) 要介護2 (743 単位) 要介護3 (952 単位) 要介護4 (1,042 単位) 要介護5 (1,121 単位)																																										
(二) 型介護医療院サービス費() <多床室>	要介護1 (759 単位) 要介護2 (855 単位) 要介護3 (1,064 単位) 要介護4 (1,154 単位) 要介護5 (1,234 単位)																																										
(1) 型特別介護医療院サービス費	(一) 型特別介護医療院サービス費 <従来型個室>	要介護1 (861 単位) 要介護2 (953 単位) 要介護3 (988 単位) 要介護4 (1,081 単位) 要介護5 (1,168 単位)	×90 / 100																																								
	(二) 型特別介護医療院サービス費 <多床室>	要介護1 (764 単位) 要介護2 (869 単位) 要介護3 (1,091 単位) 要介護4 (1,186 単位) 要介護5 (1,274 単位)																																									
	(一) 型特別介護医療院サービス費 <従来型個室>	要介護1 (614 単位) 要介護2 (707 単位) 要介護3 (905 単位) 要介護4 (991 単位) 要介護5 (1,066 単位)																																									
	(二) 型特別介護医療院サービス費 <多床室>	要介護1 (724 単位) 要介護2 (814 単位) 要介護3 (1,012 単位) 要介護4 (1,096 単位) 要介護5 (1,172 単位)																																									
	(一) ユニット型 型介護医療院サービス費 <ユニット型個室>	要介護1 (850 単位) 要介護2 (960 単位) 要介護3 (1,199 単位) 要介護4 (1,300 単位) 要介護5 (1,392 単位)															×90 / 100																										
	(二) 経過的ユニット型 型介護医療院サービス費 <ユニット型個室約多床室>	要介護1 (850 単位) 要介護2 (960 単位) 要介護3 (1,199 単位) 要介護4 (1,300 単位) 要介護5 (1,392 単位)																																									
(一) ユニット型 型介護医療院サービス費 <ユニット型個室>	要介護1 (840 単位) 要介護2 (948 単位) 要介護3 (1,184 単位) 要介護4 (1,283 単位) 要介護5 (1,374 単位)																																										
(二) 経過的ユニット型 型介護医療院サービス費 <ユニット型個室約多床室>	要介護1 (840 単位) 要介護2 (948 単位) 要介護3 (1,184 単位) 要介護4 (1,283 単位) 要介護5 (1,374 単位)																																										
(一) ユニット型 型介護医療院サービス費 <ユニット型個室>	要介護1 (849 単位) 要介護2 (951 単位) 要介護3 (1,173 単位) 要介護4 (1,267 単位) 要介護5 (1,353 単位)	×97 / 100																																									
(二) 経過的ユニット型 型介護医療院サービス費 <ユニット型個室約多床室>	要介護1 (849 単位) 要介護2 (951 単位) 要介護3 (1,173 単位) 要介護4 (1,267 単位) 要介護5 (1,353 単位)																																										
(一) ユニット型 型特別介護医療院サービス費 <ユニット型個室>	要介護1 (798 単位) 要介護2 (901 単位) 要介護3 (1,126 単位) 要介護4 (1,220 単位) 要介護5 (1,304 単位)															×90 / 100																											
(二) 経過的ユニット型 型特別介護医療院サービス費 <ユニット型個室約多床室>	要介護1 (798 単位) 要介護2 (901 単位) 要介護3 (1,126 単位) 要介護4 (1,220 単位) 要介護5 (1,304 単位)																																										
(一) ユニット型 型特別介護医療院サービス費 <ユニット型個室>	要介護1 (808 単位) 要介護2 (904 単位) 要介護3 (1,114 単位) 要介護4 (1,205 単位) 要介護5 (1,284 単位)																													×90 / 100													
(二) 経過的ユニット型 型特別介護医療院サービス費 <ユニット型個室約多床室>	要介護1 (808 単位) 要介護2 (904 単位) 要介護3 (1,114 単位) 要介護4 (1,205 単位) 要介護5 (1,284 単位)																																										

注 外泊時費用		入所者に対して居室における外泊を認めた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
注 試行的遠所サービス費		入所者に対して居室における試行的遠所を認めた場合、1月につき6日を限度として1日につき800単位を算定	
注 他科受診時費用		入所者に対して、専門的な診療が必要となり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
ト 初期加算	(1日につき ×30単位)		
チ 退所時栄養情報連携加算(2)	(1月につき1回を限度として70単位を加算)	栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
リ 再入所時栄養連携加算(2)	(入所者1人につき1回を限度として200単位を加算)	栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
ス 退所時指導等加算(2)	(一) 退所時指導加算	ア 退所前訪問指導加算 (入所者1人中1又は2回)を限度に、460単位を算定	注 入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合 注 退所後の主治医に対して診療情報、心身の状況、生活歴等を提供した場合 注 退所後の医療機関の医師に対して心身の状況、生活歴等を提供した場合 注 退所後の医療機関の医師に対して心身の状況、生活歴等を提供した場合 注 退所後の主治医に対して診療情報、心身の状況、生活歴等を提供した場合 注 退所後の主治医に対して診療情報、心身の状況、生活歴等を提供した場合 注 退所後の主治医に対して診療情報、心身の状況、生活歴等を提供した場合 注 退所後の主治医に対して診療情報、心身の状況、生活歴等を提供した場合
		イ 退所後訪問指導加算 (退所後1回を限度に、460単位を算定)	
		ウ 退所時指導加算 (400単位)	
		エ 退所時情報提供加算 (500単位)	
		オ 退所時情報提供加算 (250単位)	
(二) 訪問看護指示加算	(入所者1人につき1回を限度として300単位を算定)		
ル 協力医療機関連携加算	(1) 相談・診療を行う体制を常時確保し、緊急時に入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携している場合 (2) 上記以外の協力医療機関と連携している場合	注 令和7年3月31日までの間は100単位を算定	
ヲ 栄養マネジメント強化加算	(1日につき 1単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
リ 経口移行加算(2)	(1日につき 28単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
カ 経口維持加算(2)	(一) 経口維持加算() (1月につき 400単位を加算) (二) 経口維持加算() (1月につき 150単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。 注 経口維持加算()を算定していない場合は、算定しない。	
キ 口腔衛生管理加算(2)	(一) 口腔衛生管理加算() (1月につき 30単位を加算) (二) 口腔衛生管理加算() (1月につき 100単位を加算)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、日ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る日ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合	
ク 療養加算	(1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))		
シ 在宅復帰支援機能加算(2)	(1日につき 10単位を加算)		
ソ 特別診療費(2)			
ツ 緊急時施設診療費	ア 緊急時治療管理 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定)		
	イ 特定治療		
ネ 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算() (1日につき 3単位を加算)		
	(二) 認知症専門ケア加算() (1日につき 4単位を加算)		
ナ 認知症チームケア推進加算	(一) 認知症チームケア推進加算() (1月につき 150単位を加算)		
	(二) 認知症チームケア推進加算() (1月につき 120単位を加算)		
フ 認知症行動・心理状態緊急対応加算	(入所後7日に限り) 1日につき200単位を加算		
ヒ 重度認知症疾患療養体制加算	(一) 重度認知症疾患療養体制加算() 要介護1・2 (1日につき140単位を加算) 要介護3・4・5 (1日につき480単位を加算)		
	(二) 重度認知症疾患療養体制加算() 要介護1・2 (1日につき200単位を加算) 要介護3・4・5 (1日につき180単位を加算)		
ク 排せつ支援加算(2)	(1) 排せつ支援加算() (1月につき 10単位を加算)		
	(2) 排せつ支援加算() (1月につき 15単位を加算)		
	(3) 排せつ支援加算() (1月につき 20単位を加算)		
ニ 自立支援促進加算(2)	(1月につき 200単位を加算)		
ノ 科学的介護推進体制加算(2)	(1) 科学的介護推進体制加算() (1月につき 40単位を加算)		
	(2) 科学的介護推進体制加算() (1月につき 60単位を加算)		
ハ 安全対策体制加算(2)	(入所者1人につき1回を限度として200単位を算定)		
ケ 高齢者施設等感染対策向上加算	(1) 高齢者施設等感染対策向上加算() (1月につき 10単位を加算)		
	(2) 高齢者施設等感染対策向上加算() (1月につき 5単位を加算)		
コ 新興感染症施設療養費	(1月に1回、連続する5日を限度として) 240単位を算定		
マ 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算() (1月につき 100単位を加算)		
	(2) 生産性向上推進体制加算() (1月につき 10単位を加算)		
ケ サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算() (1日につき 22単位を加算)		
	(二) サービス提供体制強化加算() (1日につき 18単位を加算)		
	(三) サービス提供体制強化加算() (1日につき 6単位を加算)		
カ 介護職員等処遇改善加算	(一) 介護職員等処遇改善加算() (1月につき → 所定単位数 × 4.7 / 1.000)	注 所定単位数は、介護サービス提供事業を行う介護職員の会社	
	(二) 介護職員等処遇改善加算() (1月につき → 所定単位数 × 4.7 / 1.000)		
	(三) 介護職員等処遇改善加算() (1月につき → 所定単位数 × 4.7 / 1.000)		
	(四) 介護職員等処遇改善加算() (1月につき → 所定単位数 × 4.7 / 1.000)		
	(一) 介護職員等処遇改善加算() (1月につき → 所定単位数 × 4.6 / 1.000)		
	(二) 介護職員等処遇改善加算() (1月につき → 所定単位数 × 4.6 / 1.000)		
	(三) 介護職員等処遇改善加算() (1月につき → 所定単位数 × 4.6 / 1.000)		
	(四) 介護職員等処遇改善加算() (1月につき → 所定単位数 × 4.6 / 1.000)		
	(五) 介護職員等処遇改善加算() (1月につき → 所定単位数 × 4.6 / 1.000)		
	(六) 介護職員等処遇改善加算() (1月につき → 所定単位数 × 4.6 / 1.000)		
	(七) 介護職員等処遇改善加算() (1月につき → 所定単位数 × 4.6 / 1.000)		
	(八) 介護職員等処遇改善加算() (1月につき → 所定単位数 × 4.6 / 1.000)		
	(九) 介護職員等処遇改善加算() (1月につき → 所定単位数 × 4.6 / 1.000)		
	(十) 介護職員等処遇改善加算() (1月につき → 所定単位数 × 4.6 / 1.000)		
(十一) 介護職員等処遇改善加算() (1月につき → 所定単位数 × 4.6 / 1.000)			
(十二) 介護職員等処遇改善加算() (1月につき → 所定単位数 × 4.6 / 1.000)			
(十三) 介護職員等処遇改善加算() (1月につき → 所定単位数 × 4.6 / 1.000)			
(十四) 介護職員等処遇改善加算() (1月につき → 所定単位数 × 4.6 / 1.000)			
(十五) 介護職員等処遇改善加算() (1月につき → 所定単位数 × 4.6 / 1.000)			

夜間勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。
 八及び八を適用する場合には、(2)を適用しない。
 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的な計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
 介護職員等処遇改善加算(一)については、令和7年3月31日までの間適用不可。

介護報酬の算定構造

介護予防サービス

: 令和6年6月改定箇所

指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防訪問入浴介護費
- 2 介護予防訪問看護費
- 3 介護予防訪問リハビリテーション費
- 4 介護予防居宅療養管理指導費
- 5 介護予防通所リハビリテーション費
- 6 介護予防短期入所生活介護費
- 7 介護予防短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
 - ニ (削除)
 - ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費
- 8 介護予防特定施設入居者生活介護費
- 9 介護予防福祉用具貸与費

指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防訪問入浴介護費

基本部分		注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 介護職員2人が行った場合	注 全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域介護予防訪問入浴介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防訪問入浴介護費	(1回につき 856単位)	- 1 / 100	- 1 / 100	× 95 / 100	× 90 / 100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90 / 100	+ 15 / 100	+ 10 / 100	+ 5 / 100
ロ 初回加算	(1月につき +200単位)								
ハ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算()								
	(2) 認知症専門ケア加算()								
ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算()								
	(2) サービス提供体制強化加算()								
	(3) サービス提供体制強化加算()								
ホ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算()								
	(2) 介護職員等処遇改善加算()								
	(3) 介護職員等処遇改善加算()								
	(4) 介護職員等処遇改善加算()								
	(一) 介護職員等処遇改善加算() [1]								
	(二) 介護職員等処遇改善加算() [2]								
	(三) 介護職員等処遇改善加算() [3]								
	(四) 介護職員等処遇改善加算() [4]								
	(五) 介護職員等処遇改善加算() [5]								
	(六) 介護職員等処遇改善加算() [6]								
	(七) 介護職員等処遇改善加算() [7]								
	(八) 介護職員等処遇改善加算() [8]								
	(九) 介護職員等処遇改善加算() [9]								
	(十) 介護職員等処遇改善加算() [10]								
(十一) 介護職員等処遇改善加算() [11]									
(十二) 介護職員等処遇改善加算() [12]									
(十三) 介護職員等処遇改善加算() [13]									
(十四) 介護職員等処遇改善加算() [14]									

注 所定単位数は、イからニまでに算定した単位数の合計

：「特別地域介護予防訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入
 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。
 介護職員等処遇改善加算()については、令和7年3月31日まで算定可能。

[脚注]
 1. 単位数算定記号の説明
 + 単位 所定単位数 + 単位
 - 単位 所定単位数 - 単位
 × / 100 所定単位数 × / 100
 + / 100 所定単位数 + 所定単位数 × / 100
 - / 100 所定単位数 - 所定単位数 × / 100

2 介護予防訪問看護費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
イ 指定介護予防訪問看護サービスの場合	(1) 15分未満 （高次ケア）20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合(算定可能)	×9/100	15分未満 +12.5単位	15分未満 +12.5単位	15分未満 +12.5単位	15分未満 +12.5単位	15分未満 +12.5単位	15分未満 +12.5単位	15分未満 +12.5単位	15分未満 +12.5単位	15分未満 +12.5単位	15分未満 +12.5単位	15分未満 +12.5単位	15分未満 +12.5単位	15分未満 +12.5単位	
	(2) 15分未満															
	(3) 15分以上1時間未満															
	(4) 1時間以上1時間30分未満															
	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 （日に1回を超えて実施する場合は1/1.5）															
ロ 訪問又は訪問療育の場合	(1) 15分未満 （高次ケア）20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合(算定可能)	×9/100	15分未満 +12.5単位	15分未満 +12.5単位	15分未満 +12.5単位	15分未満 +12.5単位	15分未満 +12.5単位	15分未満 +12.5単位	15分未満 +12.5単位	15分未満 +12.5単位	15分未満 +12.5単位	15分未満 +12.5単位	15分未満 +12.5単位	15分未満 +12.5単位	15分未満 +12.5単位	
	(2) 15分未満															
	(3) 15分以上1時間未満															
	(4) 1時間以上1時間30分未満															
ハ 初回加算	(1) 初回加算 +10.0単位															
ニ 遠隔時共同療育加算	(1) 遠隔時共同療育加算 +10.0単位															
ホ 看護体制強化加算	(1) 看護体制強化加算 +10.0単位															
ヘ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算 +5.0単位 (2) サービス提供体制強化加算 +3.0単位															

※特別地域の介護予防訪問看護加算、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「認知症管理加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 ※事業所（同一一棟物の利用者又はこれ以外の同一一棟物の利用者20人以上にサービスを行う場合）を適用する場合は、支給限度額管理の算定の際、当該事業所の単位数を算入
 ※1月以内の1回以上の緊急時訪問については、早朝・夜間・深夜の介護予防訪問看護に係る加算を算定できるものとする。

3 介護予防訪問リハビリテーション費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
イ 介護予防訪問リハビリテーションの場合	訪問又は訪問療育の場合	×9/100	15分未満 +12.5単位	15分未満 +12.5単位	15分未満 +12.5単位	15分未満 +12.5単位	15分未満 +12.5単位	15分未満 +12.5単位	15分未満 +12.5単位	15分未満 +12.5単位
	介護老人保健施設の場合									
	介護療養病棟の場合									
ロ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算 +5.0単位 (2) サービス提供体制強化加算 +3.0単位									

※特別地域の介護予防訪問リハビリテーション加算、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 ※事業所（同一一棟物の利用者又はこれ以外の同一一棟物の利用者20人以上にサービスを行う場合）を適用する場合は、支給限度額管理の算定の際、当該事業所の単位数を算入
 ※1月以内の1回以上の緊急時訪問については、早朝・夜間・深夜の介護予防訪問看護に係る加算を算定できるものとする。

4 介護予防居宅療養管理指導費

基本部分		注	注 特別介護予防事業 認定介護予防施設 加算	注 中山間地域等正 位中山間地域等 加算	注 中山間地域等に あつたサービス 提供加算	
イ 既服が行なう場合 (月1回有償)	(1) 介護予防居宅療養管理指導費(1) (2)以外の	(一) 第一種施設住者1人に対して行う場合 (1.1)単位				
		(二) 第一種施設住者2人以上8人以下に対して行う場合 (1.2)単位				
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (1.3)単位				
	(2) 介護予防居宅療養管理指導費(1)に特別介護予防事業認定施設又は特定生活介護施設を認定する施設を認定する施設	(一) 第一種施設住者1人に対して行う場合 (1.1)単位				
		(二) 第一種施設住者2人以上8人以下に対して行う場合 (1.2)単位				
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (1.3)単位				
ロ 福利施設が行なう場合 (月1回有償)			+15/100	+10/100	+5/100	
ハ 要介護が行なう場合	(1) 当該又は特別療養管理指導費(1) (2)以外の	(一) 第一種施設住者1人に対して行う場合 (1.1)単位				
		(二) 第一種施設住者2人以上8人以下に対して行う場合 (1.2)単位				
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (1.3)単位				
	(2) 要介護の療養指導費(月1回有償)	(一) 第一種施設住者1人に対して行う場合 (1.1)単位				
		(二) 第一種施設住者2人以上8人以下に対して行う場合 (1.2)単位				
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (1.3)単位				
ニ 管理栄養士が行なう場合 (月1回有償)			+15/100	+10/100	+5/100	
ホ 福利施設が行う場合 (月1回有償)						

注
特別な種類の施設がわかれていた在宅の
利用者又は居住施設に入居者が対し、当該種類の介護に必要な要
介護指導費を付した場合は
+100/100
+100/100

ハ(1)(一)～(三)について、本人未婚の看護、中心聴聞業務費(注)に定められた下向型、前向き介護サービス提供については、認可前かつ月別開業定款も、
ニについて、特別介護予防事業認定施設又は特定生活介護施設を認定する施設に特別介護予防事業認定施設を付した場合は、当該施設の日当たりに従って、その日当たりに従って、
ホについて、中山間地域等にあつたサービス提供加算は、中山間地域等にあつたサービス提供加算である。

5 介護予防通所リハビリテーション費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注		
			利用者の数が利用定員を超える場合又は多い場合	医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	生活行為向上リハビリテーション実施加算	若年性認知症利用者受入加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行った場合、要件を満たさない場合	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防通所リハビリテーションを行った場合、要件を満たさない場合
イ 介護予防通所リハビリテーション費 (1月につき)	病院又は診療所の場合	要支援1	×70/100	×70/100	-17/100	-17/100	+5/100	利用開始日の属する月から6月以内 1月につき +562単位	1月につき +240単位	-376単位	-120単位
		要支援2								-752単位	-240単位
	介護老人保健施設の場合	要支援1								-376単位	-120単位
		要支援2								-752単位	-240単位
	介護医療院の場合	要支援1								-376単位	-120単位
		要支援2								-752単位	-240単位
ロ 退院時共同措置加算			(1回につき 600単位)								
ハ 栄養アセスメント加算			(1月につき 50単位を加算)								
ニ 栄養改善加算			(1月につき 200単位を加算)								
ホ 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算() (1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))										
	(2) 口腔・栄養スクリーニング加算() (1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))										
ヘ 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算() (1月につき 150単位を加算)										
	(2) 口腔機能向上加算() (1月につき 160単位を加算)										
ト 一体的サービス提供加算			(1月につき 480単位を加算)								
チ 科学的介護推進体制加算			(1月につき 40単位を加算)								
サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算()	要支援1	(1月につき 88単位を加算)								
		要支援2	(1月につき 176単位を加算)								
	(2) サービス提供体制強化加算()	要支援1	(1月につき 72単位を加算)								
		要支援2	(1月につき 144単位を加算)								
	(3) サービス提供体制強化加算()	要支援1	(1月につき 24単位を加算)								
		要支援2	(1月につき 48単位を加算)								
ヌ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位×86/1000)									
	(2) 介護職員等処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位×83/1000)									
	(3) 介護職員等処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位×66/1000)									
	(4) 介護職員等処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位×53/1000)									
	(一) 介護職員等処遇改善加算() (1)	(1月につき + 所定単位×76/1000)									
		(二) 介護職員等処遇改善加算() (2)	(1月につき + 所定単位×73/1000)								
	(三) 介護職員等処遇改善加算() (3)	(1月につき + 所定単位×73/1000)									
		(四) 介護職員等処遇改善加算() (4)	(1月につき + 所定単位×70/1000)								
	(五) 介護職員等処遇改善加算() (5)	(1月につき + 所定単位×63/1000)									
		(六) 介護職員等処遇改善加算() (6)	(1月につき + 所定単位×60/1000)								
	(七) 介護職員等処遇改善加算() (7)	(1月につき + 所定単位×58/1000)									
		(八) 介護職員等処遇改善加算() (8)	(1月につき + 所定単位×56/1000)								
	(九) 介護職員等処遇改善加算() (9)	(1月につき + 所定単位×55/1000)									
		(十) 介護職員等処遇改善加算() (10)	(1月につき + 所定単位×48/1000)								
(十一) 介護職員等処遇改善加算() (11)	(1月につき + 所定単位×43/1000)										
	(十二) 介護職員等処遇改善加算() (12)	(1月につき + 所定単位×45/1000)									
(十三) 介護職員等処遇改善加算() (13)	(1月につき + 所定単位×38/1000)										
	(十四) 介護職員等処遇改善加算() (14)	(1月につき + 所定単位×28/1000)									
注			所定単位は、イからまでにより算出した単位数の合計								
：「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目											
業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的な計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。											
介護職員等処遇改善加算()については、令和7年3月31日まで算定可能。											

6 介護予防短期入所生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
イ 介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	1) 単独型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型介護予防短期入所生活介護費 <65歳未満>	要支援1 (479 単位)	442 単位														
		(二) 単独型介護予防短期入所生活介護費 <65歳未満>	要支援2 (596 単位)	548 単位														
	2) 併設型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型介護予防短期入所生活介護費 <65歳未満>	要支援1 (451 単位)	442 単位														
		(二) 併設型介護予防短期入所生活介護費 <65歳未満>	要支援2 (561 単位)	548 単位														
ロ コミュニ型介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	1) 単独型コミュニティ型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型コミュニティ型介護予防短期入所生活介護費 <コミュニティ型個室>	要支援1 (561 単位)	503 単位														
		(二) 経過的単独型コミュニティ型介護予防短期入所生活介護費 <コミュニティ型個室の多床室>	要支援1 (681 単位)	623 単位														
	2) 併設型コミュニティ型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型コミュニティ型介護予防短期入所生活介護費 <コミュニティ型個室>	要支援1 (529 単位)	503 単位														
		(二) 経過的併設型コミュニティ型介護予防短期入所生活介護費 <コミュニティ型個室の多床室>	要支援1 (656 単位)	623 単位														

ハ 口腔連携強化加算	(1日につき + 5.9 単位 (1月に1回を限度))
ニ 療養費加算	(1日につき 8 単位を加算 (1日に3回を限度))
ホ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算 (1日につき 3 単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算 (1日につき 4 単位を加算)
ヘ 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算 (1月につき 10.0 単位を加算) (2) 生産性向上推進体制加算 (1月につき 10 単位を加算)

サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算 (1日につき 2.2 単位を加算)
	(2) サービス提供体制強化加算 (1日につき 1.8 単位を加算)
	(3) サービス提供体制強化加算 (1日につき 6 単位を加算)

イ 介護職員処遇改善加算	1) 介護職員処遇改善加算 (1) (1月につき + 所定単位数 × 1.67 / 100%)	※ 所定単位数は、(お住まいの地域) × 単位数の合計
	2) 介護職員処遇改善加算 (2) (1月につき + 所定単位数 × 1.31 / 100%)	
	3) 介護職員処遇改善加算 (3) (1月につき + 所定単位数 × 1.31 / 100%)	
	4) 介護職員処遇改善加算 (4) (1月につき + 所定単位数 × 1.31 / 100%)	
	5) 介護職員処遇改善加算 (5) (1月につき + 所定単位数 × 1.31 / 100%)	
	6) 介護職員処遇改善加算 (6) (1月につき + 所定単位数 × 1.31 / 100%)	
	7) 介護職員処遇改善加算 (7) (1月につき + 所定単位数 × 1.31 / 100%)	
	8) 介護職員処遇改善加算 (8) (1月につき + 所定単位数 × 1.31 / 100%)	
	9) 介護職員処遇改善加算 (9) (1月につき + 所定単位数 × 1.31 / 100%)	
	10) 介護職員処遇改善加算 (10) (1月につき + 所定単位数 × 1.31 / 100%)	
	11) 介護職員処遇改善加算 (11) (1月につき + 所定単位数 × 1.31 / 100%)	
	12) 介護職員処遇改善加算 (12) (1月につき + 所定単位数 × 1.31 / 100%)	

サービス提供体制強化加算、および介護職員処遇改善加算は、支給限度計算の対象外の算定項目

身体拘束防止未実施加算については令和7年4月1日から適用する。
業務継続計画未策定加算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
介護職員処遇改善加算 (1)については、令和7年3月31日まで算定可能。

7 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

Main table with 13 columns: Category (e.g., 基本部分), Description, Unit, Cost, and various adjustment columns (e.g., 特別療養費, 介護職員等処遇改善加算).

Table of special adjustments (特別療養費) including categories like 療養体制維持特別加算, 総合ケア加算, 緊急時治療費, and サービス提供体制強化加算.

身体拘束禁止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。業務統計計画未定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月1日までの間適用しない。

八 診療所における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注 利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 身体拘束防止未実施減算	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 廊下幅が設備基準を満たさない場合	注 食堂を有しない場合	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 利用者に対して送迎を行う場合	
(1) 診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所介護予防短期入所療養介護費 ()	a 診療所介護予防短期入所療養介護費 () <従来型個室>	要支援1 (530 単位)	×70/100		-1/100	-1/100	-1/100	診療所設備基準減算 1日につき -60単位	1日につき -25単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位	
		b 診療所介護予防短期入所療養介護費 () <療養機能強化型A> <従来型個室>	要支援1 (559 単位)											
		c 診療所介護予防短期入所療養介護費 () <療養機能強化型B> <従来型個室>	要支援1 (549 単位)											
		d 診療所介護予防短期入所療養介護費 () <多床室>	要支援1 (589 単位)											
		e 診療所介護予防短期入所療養介護費 () <療養機能強化型A> <多床室>	要支援1 (623 単位)											
		f 診療所介護予防短期入所療養介護費 () <療養機能強化型B> <多床室>	要支援1 (612 単位)											
	(二) 診療所介護予防短期入所療養介護費 ()	a 診療所介護予防短期入所療養介護費 () <従来型個室>	要支援1 (471 単位)											
		b 診療所介護予防短期入所療養介護費 () <多床室>	要支援1 (537 単位)											
														要支援2 (666 単位)
														要支援2 (693 単位)
														要支援2 (684 単位)
														要支援2 (747 単位)
(2) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 () <ユニット型個室>	要支援1 (616 単位)	×97/100											
	(二) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 () <療養機能強化型A> <ユニット型個室>	要支援1 (643 単位)												
	(三) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 () <療養機能強化型B> <ユニット型個室>	要支援1 (634 単位)												
	(四) 経過のユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 () <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (616 単位)												
	(五) 経過のユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 () <療養機能強化型A> <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (643 単位)												
	(六) 経過のユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 () <療養機能強化型B> <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (634 単位)												
														要支援2 (775 単位)
														要支援2 (804 単位)
														要支援2 (793 単位)
														要支援2 (775 単位)
(3) 口腔連携強化加算 (1回につき +50単位(1日に1回を限度))														
(4) 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))														
(5) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算 () (1日につき 3単位を加算)													
	(二) 認知症専門ケア加算 () (1日につき 4単位を加算)													
(6) 特定診療費														
(7) 生産性向上推進体制加算	(一) 生産性向上推進体制加算 () (1月につき 100単位を加算)													
	(二) 生産性向上推進体制加算 () (1月につき 10単位を加算)													
(8) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算 () (1日につき 22単位を加算)													
	(二) サービス提供体制強化加算 () (1日につき 18単位を加算)													
	(三) サービス提供体制強化加算 () (1日につき 6単位を加算)													
(3) 介護職員等処遇改善加算	一) 介護職員等処遇改善加算 () (1月につき → 所定単位×51/1,000)			注 所定単位は、(1)から(8)までにより算定した単位数の合計										
	二) 介護職員等処遇改善加算 () (1月につき → 所定単位×47/1,000)													
	三) 介護職員等処遇改善加算 () (1月につき → 所定単位×35/1,000)													
	四) 介護職員等処遇改善加算 () (1月につき → 所定単位×28/1,000)													
	五) 介護職員等処遇改善加算 () (1月につき → 所定単位×46/1,000)													
	六) 介護職員等処遇改善加算 () (1月につき → 所定単位×44/1,000)													
	七) 介護職員等処遇改善加算 () (1月につき → 所定単位×42/1,000)													
	八) 介護職員等処遇改善加算 () (1月につき → 所定単位×40/1,000)													
	九) 介護職員等処遇改善加算 () (1月につき → 所定単位×33/1,000)													
	十) 介護職員等処遇改善加算 () (1月につき → 所定単位×35/1,000)													
	十一) 介護職員等処遇改善加算 () (1月につき → 所定単位×35/1,000)													
	十二) 介護職員等処遇改善加算 () (1月につき → 所定単位×31/1,000)													
	十三) 介護職員等処遇改善加算 () (1月につき → 所定単位×31/1,000)													
	十四) 介護職員等処遇改善加算 () (1月につき → 所定単位×30/1,000)													
	十五) 介護職員等処遇改善加算 () (1月につき → 所定単位×24/1,000)													
	十六) 介護職員等処遇改善加算 () (1月につき → 所定単位×26/1,000)													
	十七) 介護職員等処遇改善加算 () (1月につき → 所定単位×20/1,000)													
	十八) 介護職員等処遇改善加算 () (1月につき → 所定単位×15/1,000)													
	十九) 介護職員等処遇改善加算 () (1月につき → 所定単位×15/1,000)													
	二十) 介護職員等処遇改善加算 () (1月につき → 所定単位×15/1,000)													
	二十一) 介護職員等処遇改善加算 () (1月につき → 所定単位×15/1,000)													
	二十二) 介護職員等処遇改善加算 () (1月につき → 所定単位×15/1,000)													
	二十三) 介護職員等処遇改善加算 () (1月につき → 所定単位×15/1,000)													
	二十四) 介護職員等処遇改善加算 () (1月につき → 所定単位×15/1,000)													

注：特定診療費、サービス提供体制強化加算、及び介護職員等処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 身体拘束防止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。
 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
 介護職員等処遇改善加算(一)については、令和7年3月31日まで算定可能。

指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

基本部分		注 高齢者虐待防止措置 未実施減算	注 業務継続計画未策定 減算	注 特別地域介護予防 支援加算	注 中山間地域等におけ る小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住 する者へのサービス提 供加算
イ 介護予防支援費 (1月につき)	(1)介護予防支援費() (地域包括支援センターが行う場合) (442単位)	- 1 / 100	- 1 / 100			
	(2)介護予防支援費() (指定居宅介護支援事業者が行う場合) (472単位)					
ロ 初回加算 (1月につき + 300単位)				+ 15 / 100	+ 10 / 100	+ 5 / 100
ハ 委託連携加算 (イ(1)を算定する場合のみ算定) (+ 300単位)						

業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

介護報酬の算定構造

地域密着型サービス

: 令和6年6月改定箇所

指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費
- 2 夜間対応型訪問介護費
- 2 - 2 地域密着型通所介護費
- 3 認知症対応型通所介護費
- 4 小規模多機能型居宅介護費
- 5 認知症対応型共同生活介護費
- 6 地域密着型特定施設入居者生活介護費
- 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 8 複合型サービス費

指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防認知症対応型通所介護費
- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注						
		看護補助にサービス提供が行われる場合	高齢者虐待防止指導費実施加算	業務給付未定算	場所サービス利用時の調整(1日につき)	特別地域定住者の利用サービス加算	特別地域定住者へのサービス提供加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等におけるサービス提供加算	緊急時対応型訪問介護看護	緊急時対応型訪問介護看護	特別管理加算	ターニクル加算											
イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(1月につき)	(1) 訪問看護サービスを行わない場合	要介護1 (5,446 単位)	× 98 / 100	- 1 / 100	- 1 / 100	- 62 単位																		
		要介護2 (9,720 単位)																		- 111 単位				
要介護3 (16,140 単位)	- 134 単位																							
要介護4 (20,417 単位)		- 233 単位																						
要介護5 (24,692 単位)																					- 281 単位			
要介護1 (7,946 単位)																						- 91 単位		
要介護2 (12,413 単位)																							- 141 単位	
要介護3 (18,948 単位)																								- 216 単位
要介護4 (23,358 単位)																								
要介護5 (28,298 単位)	- 322 単位																							
要介護1 (5,446 単位)	- 62 単位																							
要介護2 (9,720 単位)	- 111 単位																							
要介護3 (16,140 単位)	- 134 単位																							
要介護4 (20,417 単位)	- 233 単位																							
要介護5 (24,692 単位)	- 281 単位																							
ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費() (1月につき)																								
ハ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費()	基本夜間訪問サービス費	(1月につき 889 単位)																						
	定期巡回サービス費	(1回につき 372 単位)																						
	随時訪問サービス費()	(1回につき 567 単位)																						
	随時訪問サービス費()	(1回につき 764 単位)																						
ニ 初期加算	(イ又はロを算定する場合のみ算定)	(1日につき +36 単位)																						
ホ 巡回時共同指導加算	一 巡回時共同指導加算	巡回時共同指導加算																						
ヘ 総合マネジメント体制強化加算	(イ又はロを算定する場合のみ算定)	(1) 総合マネジメント体制強化加算() (1月につき 1,200 単位を加算)																						
ト 生活機能向上連携加算	(イ又はロを算定する場合のみ算定)	(1) 生活機能向上連携加算() (1月につき +108 単位)																						
チ 認知症専門ケア加算	(1) イ又はロを算定している場合	(一) 認知症専門ケア加算() (1月につき +99 単位)																						
リ 口腔連携強化加算	(イ又はロを算定する場合のみ算定)	(1) 口腔連携強化加算() (1回につき +50 単位(1月に1回を限度))																						
ニ サービス提供体制強化加算	(1) イ又はロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算() (1月につき +750 単位)																						
ノ 介護職員等処遇改善加算	(1) イ又はロを算定している場合	(一) 介護職員等処遇改善加算() (1) (1回につき +所定単位数 × 214 / 100)																						
ハ 介護職員等処遇改善加算	(1) イ又はロを算定している場合	(二) 介護職員等処遇改善加算() (2) (1回につき +所定単位数 × 214 / 100)																						
ニ 介護職員等処遇改善加算	(1) イ又はロを算定している場合	(三) 介護職員等処遇改善加算() (3) (1回につき +所定単位数 × 133 / 100)																						
ハ 介護職員等処遇改善加算	(1) イ又はロを算定している場合	(四) 介護職員等処遇改善加算() (4) (1回につき +所定単位数 × 142 / 100)																						
ニ 介護職員等処遇改善加算	(1) イ又はロを算定している場合	(五) 介護職員等処遇改善加算() (5) (1回につき +所定単位数 × 133 / 100)																						
ハ 介護職員等処遇改善加算	(1) イ又はロを算定している場合	(六) 介護職員等処遇改善加算() (6) (1回につき +所定単位数 × 142 / 100)																						
ニ 介護職員等処遇改善加算	(1) イ又はロを算定している場合	(七) 介護職員等処遇改善加算() (7) (1回につき +所定単位数 × 133 / 100)																						
ハ 介護職員等処遇改善加算	(1) イ又はロを算定している場合	(八) 介護職員等処遇改善加算() (8) (1回につき +所定単位数 × 142 / 100)																						
ニ 介護職員等処遇改善加算	(1) イ又はロを算定している場合	(九) 介護職員等処遇改善加算() (9) (1回につき +所定単位数 × 133 / 100)																						
ハ 介護職員等処遇改善加算	(1) イ又はロを算定している場合	(十) 介護職員等処遇改善加算() (10) (1回につき +所定単位数 × 142 / 100)																						
ニ 介護職員等処遇改善加算	(1) イ又はロを算定している場合	(十一) 介護職員等処遇改善加算() (11) (1回につき +所定単位数 × 133 / 100)																						
ハ 介護職員等処遇改善加算	(1) イ又はロを算定している場合	(十二) 介護職員等処遇改善加算() (12) (1回につき +所定単位数 × 142 / 100)																						
ニ 介護職員等処遇改善加算	(1) イ又はロを算定している場合	(十三) 介護職員等処遇改善加算() (13) (1回につき +所定単位数 × 133 / 100)																						
ハ 介護職員等処遇改善加算	(1) イ又はロを算定している場合	(十四) 介護職員等処遇改善加算() (14) (1回につき +所定単位数 × 142 / 100)																						
ニ 介護職員等処遇改善加算	(1) イ又はロを算定している場合	(十五) 介護職員等処遇改善加算() (15) (1回につき +所定単位数 × 133 / 100)																						
ハ 介護職員等処遇改善加算	(1) イ又はロを算定している場合	(十六) 介護職員等処遇改善加算() (16) (1回につき +所定単位数 × 142 / 100)																						
ニ 介護職員等処遇改善加算	(1) イ又はロを算定している場合	(十七) 介護職員等処遇改善加算() (17) (1回につき +所定単位数 × 133 / 100)																						
ハ 介護職員等処遇改善加算	(1) イ又はロを算定している場合	(十八) 介護職員等処遇改善加算() (18) (1回につき +所定単位数 × 142 / 100)																						
ニ 介護職員等処遇改善加算	(1) イ又はロを算定している場合	(十九) 介護職員等処遇改善加算() (19) (1回につき +所定単位数 × 133 / 100)																						
ハ 介護職員等処遇改善加算	(1) イ又はロを算定している場合	(二十) 介護職員等処遇改善加算() (20) (1回につき +所定単位数 × 142 / 100)																						

特別地域定住者(随時対応型訪問介護看護加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、緊急時対応型訪問看護、特別管理加算、ターニクル加算、総合マネジメント体制強化加算) サービス提供体制強化加算(介護職員等処遇改善加算)については、支給調整後の対応単位の算定項目(事業所同一建築物の利用者数は1以内の同一建築物の利用者の人数にサービスを行う場合、も適用する場合は、支給調整後の算定単位の数、当該算定の単位数を乗入)算定単位数未定算については令和4年4月1日より適用する。

介護職員等処遇改善加算()については、令和4年4月1日より適用する。

【脚注】単位数算定記号の説明
 〇 算定対象となるサービス
 △ 算定対象となるサービス(ただし、介護職員等処遇改善加算()については、支給調整後の対応単位の算定項目(事業所同一建築物の利用者数は1以内の同一建築物の利用者の人数にサービスを行う場合、も適用する場合は、支給調整後の算定単位の数、当該算定の単位数を乗入)算定単位数未定算については令和4年4月1日より適用する)
 × 算定対象外
 / 100 算定単位数 × 100

2 夜間対応型訪問介護費

基本部分		注 高齢者虐待 防止措置未 実施減算	注 業務継続計 画未策定減 算	注 24時間通報 対応加算	注 事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人以 上にサービス を行う場合	注 特別地域夜間 対応型訪問介 護加算	注 中山間地域等 における小規 模事業所加算	注 中山間地域等 に居住する者 へのサービス 提供加算
イ 夜間対応型訪問介護費()	基本夜間対応型訪問介護費 (1月につき 989単位)	- 1 / 100	- 1 / 100	1月につき 610単位	事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人以 上にサービス を行う場合 × 90 / 100	+ 15 / 100	+ 10 / 100	+ 5 / 100
	定期巡回サービス費 (1回につき 372単位)							
	随時訪問サービス費() (1回につき 567単位)							
	随時訪問サービス費() (1回につき 764単位)							
ロ 夜間対応型訪問介護費() (1月につき 2,702単位)					事業所と同一 建物の利用者 50人以上に サービスを行う 場合 × 85 / 100			
ハ 認知症専門ケア加算	(1)イを算定する 場合(基本夜 間対応型訪問 介護費を除く)	(一)認知症専門ケア加算() (1日につき + 3単位)	(一)認知症専門ケア加算() (1日につき + 4単位)	(一)認知症専門ケア加算() (1月につき + 90単位)	(二)認知症専門ケア加算() (1月につき + 120単位)			
		(二)認知症専門ケア加算() (1日につき + 4単位)						
	(2)ロを算定する 場合	(一)認知症専門ケア加算() (1月につき + 90単位)	(二)認知症専門ケア加算() (1月につき + 120単位)	(一)認知症専門ケア加算() (1月につき + 90単位)	(二)認知症専門ケア加算() (1月につき + 120単位)			
		(二)認知症専門ケア加算() (1月につき + 120単位)						
ニ サービス提供体制強化加算	(1)イを算定する 場合(基本夜 間対応型訪問 介護費を除く)	(一)サービス提供体制強化加算() (1回につき + 22単位)	(一)サービス提供体制強化加算() (1回につき + 18単位)	(一)サービス提供体制強化加算() (1月につき + 154単位)	(二)サービス提供体制強化加算() (1月につき + 126単位)			
		(二)サービス提供体制強化加算() (1回につき + 18単位)						
		(三)サービス提供体制強化加算() (1回につき + 6単位)						
	(2)ロを算定する 場合	(一)サービス提供体制強化加算() (1月につき + 154単位)	(二)サービス提供体制強化加算() (1月につき + 126単位)	(三)サービス提供体制強化加算() (1月につき + 42単位)				
		(二)サービス提供体制強化加算() (1月につき + 126単位)						
		(三)サービス提供体制強化加算() (1月につき + 42単位)						
ホ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 245 / 100.0)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位 数の合計						
	(2) 介護職員等処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 224 / 100.0)							
	(3) 介護職員等処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 182 / 100.0)							
	(4) 介護職員等処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 145 / 100.0)							
	(一)介護職員等処遇改善加算() (1) (1月につき + 所定単位 × 221 / 100.0)							
	(二)介護職員等処遇改善加算() (2) (1月につき + 所定単位 × 208 / 100.0)							
	(三)介護職員等処遇改善加算() (3) (1月につき + 所定単位 × 200 / 100.0)							
	(四)介護職員等処遇改善加算() (4) (1月につき + 所定単位 × 187 / 100.0)							
	(五)介護職員等処遇改善加算() (5) (1月につき + 所定単位 × 184 / 100.0)							
	(六)介護職員等処遇改善加算() (6) (1月につき + 所定単位 × 163 / 100.0)							
	(七)介護職員等処遇改善加算() (7) (1月につき + 所定単位 × 163 / 100.0)							
	(八)介護職員等処遇改善加算() (8) (1月につき + 所定単位 × 158 / 100.0)							
	(九)介護職員等処遇改善加算() (9) (1月につき + 所定単位 × 142 / 100.0)							
	(十)介護職員等処遇改善加算() (10) (1月につき + 所定単位 × 139 / 100.0)							
(十一)介護職員等処遇改善加算() (11) (1月につき + 所定単位 × 121 / 100.0)								
(十二)介護職員等処遇改善加算() (12) (1月につき + 所定単位 × 118 / 100.0)								
(十三)介護職員等処遇改善加算() (13) (1月につき + 所定単位 × 100 / 100.0)								
(十四)介護職員等処遇改善加算() (14) (1月につき + 所定単位 × 76 / 100.0)								

「特別地域夜間対応型訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

介護職員等処遇改善加算()については、令和7年3月31日まで算定可能。

4 小規模多機能型居宅介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注
		登録者数が登録定員を超え、又は不足する場合	依頼者の員数が基準に満たない場合	身体拘束防止未実施減算	高齢者虐待防止未実施減算	業務継続計画未策定減算	過少サービスに対する減算	特別地域小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1 (10,458 単位)	×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	×70/100	+15/100	+5/100
		要介護2 (15,370 単位)								
		要介護3 (22,359 単位)								
		要介護4 (24,677 単位)								
		要介護5 (27,209 単位)								
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1 (9,423 単位)								
		要介護2 (13,849 単位)								
		要介護3 (20,144 単位)								
		要介護4 (22,233 単位)								
		要介護5 (24,516 単位)								
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)	要介護1 (572 単位)									
	要介護2 (640 単位)									
	要介護3 (709 単位)									
	要介護4 (777 単位)									
	要介護5 (843 単位)									
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1日につき 30単位を加算)								
ニ 認知症加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症加算 ()	(1月につき 920単位を加算)								
	(2) 認知症加算 ()	(1月につき 890単位を加算)								
	(3) 認知症加算 ()	(1月につき 760単位を加算)								
	(4) 認知症加算 ()	(1月につき 460単位を加算)								
ホ 認知症行動・心症状緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定)		(1日につき 200単位を加算(1日限を限度))								
ヘ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 800単位を加算)								
ヘ 看護職員配置加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護職員配置加算 ()	(1月につき 900単位を加算)								
	(2) 看護職員配置加算 ()	(1月につき 700単位を加算)								
	(3) 看護職員配置加算 ()	(1月につき 480単位を加算)								
チ 看護の連携体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1日につき 64単位を加算)								
リ 訪問体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 1,000単位を加算)								
ス 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 総合マネジメント体制強化加算 ()	(1月につき 1,200単位を加算)								
	(2) 総合マネジメント体制強化加算 ()	(1月につき 800単位を加算)								
ル 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算 ()	(1月につき +100単位)								
	(2) 生活機能向上連携加算 ()	(1月につき +200単位)								
ヲ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)		(1回につき 20単位を加算(1月に1回を限度))								
ワ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 40単位を加算)								
カ 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算 ()	(1月につき 100単位を加算)								
	(2) 生産性向上推進体制加算 ()	(1月につき 10単位を加算)								
コ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算 () (1月につき 75単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算 () (1月につき 64単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算 () (1月につき 320単位を加算)								
	(2) ロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算 () (1日につき 25単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算 () (1日につき 21単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算 () (1日につき 112単位を加算)								
サ 介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位数×143/100)								
	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位数×143/100)								
	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位数×121/100)								
	介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +所定単位数×121/100)								
	介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +所定単位数×112/100)								
	介護職員処遇改善加算(Ⅵ)	(1月につき +所定単位数×112/100)								
	介護職員処遇改善加算(Ⅶ)	(1月につき +所定単位数×112/100)								
	介護職員処遇改善加算(Ⅷ)	(1月につき +所定単位数×112/100)								
	介護職員処遇改善加算(Ⅷ)	(1月につき +所定単位数×112/100)								
	介護職員処遇改善加算(Ⅸ)	(1月につき +所定単位数×112/100)								
	介護職員処遇改善加算(Ⅸ)	(1月につき +所定単位数×112/100)								
	介護職員処遇改善加算(Ⅸ)	(1月につき +所定単位数×112/100)								

※ 定率単位数は、令和5年度に限り算定(本率単位数の合計)

特別地域小規模多機能型居宅介護加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、訪問体制強化加算、総合マネジメント体制強化加算、サービス提供体制強化加算、
 及び介護職員処遇改善加算は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入
 イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入
 身体拘束防止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。
 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
 介護職員処遇改善加算については、令和7年3月31日まで算定可能。

5 認知症対応型共同生活介護費

Table with columns for '基本部分' (Basic Part) and various calculation methods. Rows include 'イ 認知症対応型共同生活介護費' and 'ロ 短期利用認知症対応型共同生活介護費' with sub-categories (1) and (2). Values include 785, 801, 824, 841, 859, 788, 812, 828, 845, 870, 897, 781, 817, 841, 859, 874.

Table for additional charges (注) including '入院時費用', '注 看護の介護加算', 'ハ 初期加算', 'ニ 協力医療機関連携加算', 'ホ 医療連携体制加算', 'ヘ 退院時情報提供加算', 'ヒ 施設時間短縮加算', 'チ 認知症専門ケア加算', 'ニ 認知症チームケア推進加算', 'ス 生活機能向上連携加算', 'ル 栄養管理体制加算', 'セ 口腔衛生管理体制加算', 'サ 口腔・栄養スクリーニング加算', 'シ 科学的介護推進体制加算', 'ソ 高齢者施設等感染対策向上加算', 'タ 新興感染症等施設稼働費', 'シ 生産性向上推進体制加算', 'ソ サービス提供体制強化加算'.

利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定。

注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に代って口腔ケアに係る予防的処置及び指導を1回以上行っている場合。

Table for improvement charges (改善) including 'イ 介護職員処遇改善加算' and 'ロ 介護職員処遇改善加算' with various sub-categories and numerical values.

短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。身体拘束未実施減算については、ロを算定する場合は、令和7年4月1日から適用する。継続給付未実施減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月1日までの期間適用しない。

7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

区分	名称	住所	床数	介護職員定数	介護職員1人当たりの介護床数	介護職員1人当たりの介護床数		介護職員1人当たりの介護床数		介護職員1人当たりの介護床数		介護職員1人当たりの介護床数		介護職員1人当たりの介護床数		介護職員1人当たりの介護床数		介護職員1人当たりの介護床数		介護職員1人当たりの介護床数																						
						1人当たり	1人当たり	1人当たり	1人当たり	1人当たり	1人当たり	1人当たり	1人当たり	1人当たり	1人当たり	1人当たり	1人当たり	1人当たり	1人当たり	1人当たり	1人当たり	1人当たり	1人当たり	1人当たり																		
基本部分	地域密着型介護老人福祉施設 「あまのこ」	〒737-0001 広島県福山市西町1-1	45	12	1	45	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1																				
																							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
																							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
																							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
																							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
																							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
																							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
																							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
																							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
																							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
																							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
																							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20

業務経緯(前年度実績)については、感染症予防及び本人居住の目的の整備及び移転に関する業務的計画の決定を行っている場合は、令和3年3月1日までの期間を以て、

8 複合型サービス費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
		登録者数が登録定員を超える場合又は	促進者の員数が基準に満たない場合	身体拘束禁止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	過少サービスに対する減算	サテライト体制未実施減算	特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	訪問看護体制加算(1月につき)	末期の悪性腫瘍等による退院後の介護療養が可能な場合の減算(1月につき)	特別の指示により特別に退院後の介護療養が可能な場合の減算(1月につき)	
イ 看護小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1(12,247 単位) 要介護2(17,415 単位) 要介護3(24,481 単位) 要介護4(27,766 単位) 要介護5(31,050 単位)										-335 単位 -925 単位 -925 単位 -1,858 単位 -2,814 単位	-335 単位 -925 単位 -925 単位 -1,858 単位 -2,814 単位	-335 単位 -925 単位 -925 単位 -1,858 単位 -2,814 単位	
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1(11,214 単位) 要介護2(15,691 単位) 要介護3(22,057 単位) 要介護4(26,017 単位) 要介護5(28,298 単位)	×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	×70/100	×97/100	+15/100	+10/100	-335 単位 -925 単位 -925 単位 -1,858 単位 -2,814 単位	-335 単位 -925 単位 -925 単位 -1,858 単位 -2,814 単位	-335 単位 -925 単位 -925 単位 -1,858 単位 -2,814 単位	
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)		要介護1(571 単位) 要介護2(638 単位) 要介護3(706 単位) 要介護4(773 単位) 要介護5(839 単位)													
ハ 初期加算(イを算定する場合のみ算定)	(1日につき)	30 単位を加算													
ニ 認知症加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症加算() (2) 認知症加算() (3) 認知症加算() (4) 認知症加算()	(1月につき) 920 単位を加算 (1月につき) 830 単位を加算 (1月につき) 740 単位を加算 (1月につき) 640 単位を加算													
ホ 認知症行動・心理症状緊急対応加算(イを算定する場合のみ算定)	(1日につき)	20 単位を加算(7 日間を限度)													
ヘ 認知症対応利用者受入加算(イを算定する場合のみ算定)	(1月につき)	80 単位を加算													
ト 栄養アセスメント加算(イを算定する場合のみ算定)	(1月につき)	50 単位を加算													
チ 栄養改善加算(イを算定する場合のみ算定)	(1回につき)	20 単位を加算(1月につき2回を限度)													
リ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算() (2) 口腔・栄養スクリーニング加算()	(1回につき) 20 単位を加算(6月1回を限度) (1回につき) 5 単位を加算(6月1回を限度)													
ヌ 口腔機能向上加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 口腔機能向上加算() (2) 口腔機能向上加算()	(1回につき) 8 単位(月2回を限度) (1回につき) 16 単位(月2回を限度)													
ル 通所時共同指導加算(イを算定する場合のみ算定)	(1回につき)	50 単位を加算													
レ 緊急時対応加算(イを算定する場合のみ算定)	(1月につき)	740 単位を加算													
ロ 特別管理加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 特別管理加算() (2) 特別管理加算()	(1月につき) 500 単位を加算 (1月につき) 250 単位を加算													
カ 専門管理加算(イを算定する場合のみ算定)	(1月につき)	250 単位を加算													
コ ターミナルケア加算(イを算定する場合のみ算定)	(1月につき)	250 単位を加算													
ク 遠隔地へ診療補助加算(イを算定する場合のみ算定)	(1月につき)	150 単位を加算													
ケ 看護体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護体制強化加算() (2) 看護体制強化加算()	(1月につき) 2,500 単位を加算 (1月につき) 2,500 単位を加算													
キ 訪問体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)	(1月につき)	500 単位を加算													
ク 総合マネジメント体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 総合マネジメント体制強化加算() (2) 総合マネジメント体制強化加算()	(1月につき) 2,000 単位を加算 (1月につき) 800 単位を加算													
カ 総合マネジメント加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 総合マネジメント加算() (2) 総合マネジメント加算()	(1月につき) 3 単位を加算 (1月につき) 13 単位を加算													
チ 排せつ支援加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 排せつ支援加算() (2) 排せつ支援加算() (3) 排せつ支援加算()	(1月につき) 10 単位を加算 (1月につき) 15 単位を加算 (1月につき) 20 単位を加算													
チ 科学的介護推進体制加算(イを算定する場合のみ算定)	(1月につき)	40 単位を加算													
ニ 生産性向上推進体制加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 生産性向上推進体制加算() (2) 生産性向上推進体制加算()	(1月につき) 100 単位を加算 (1月につき) 10 単位を加算													
ク サービス提供体制強化加算(イを算定しうる場合)	(一) サービス提供体制強化加算() (二) サービス提供体制強化加算() (三) サービス提供体制強化加算() (四) サービス提供体制強化加算() (五) サービス提供体制強化加算()	(1月につき) 7.0 単位を加算 (1月につき) 6.0 単位を加算 (1月につき) 5.0 単位を加算 (1月につき) 4.0 単位を加算 (1月につき) 3.0 単位を加算													
ニ 介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算(一) 介護職員処遇改善加算(二) 介護職員処遇改善加算(三) 介護職員処遇改善加算(四) 介護職員処遇改善加算(五) 介護職員処遇改善加算(六) 介護職員処遇改善加算(七) 介護職員処遇改善加算(八) 介護職員処遇改善加算(九) 介護職員処遇改善加算(十) 介護職員処遇改善加算(十一) 介護職員処遇改善加算(十二) 介護職員処遇改善加算(十三) 介護職員処遇改善加算(十四) 介護職員処遇改善加算(十五) 介護職員処遇改善加算(十六) 介護職員処遇改善加算(十七) 介護職員処遇改善加算(十八) 介護職員処遇改善加算(十九) 介護職員処遇改善加算(二十)	介護職員処遇改善加算(一) 1,100 単位 介護職員処遇改善加算(二) 1,100 単位 介護職員処遇改善加算(三) 1,100 単位 介護職員処遇改善加算(四) 1,100 単位 介護職員処遇改善加算(五) 1,100 単位 介護職員処遇改善加算(六) 1,100 単位 介護職員処遇改善加算(七) 1,100 単位 介護職員処遇改善加算(八) 1,100 単位 介護職員処遇改善加算(九) 1,100 単位 介護職員処遇改善加算(十) 1,100 単位 介護職員処遇改善加算(十一) 1,100 単位 介護職員処遇改善加算(十二) 1,100 単位 介護職員処遇改善加算(十三) 1,100 単位 介護職員処遇改善加算(十四) 1,100 単位 介護職員処遇改善加算(十五) 1,100 単位 介護職員処遇改善加算(十六) 1,100 単位 介護職員処遇改善加算(十七) 1,100 単位 介護職員処遇改善加算(十八) 1,100 単位 介護職員処遇改善加算(十九) 1,100 単位 介護職員処遇改善加算(二十) 1,100 単位													

特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算、看護体制強化加算、訪問体制強化加算、総合マネジメント体制強化加算、イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入
身体拘束禁止未実施減算については令和7年4月1日から適用する
業務継続計画未策定減算については、総務省の告示及びその告示の上の指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない
介護職員処遇改善加算については、令和7年3月31日まで適用可能

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注
		登録者が登録定員を超える場合 又は 従業者の員数が基準を満たさない場合	身体拘束禁止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	過少サービスに対する減算	特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域等事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の方に対して行う場合	要支援1 (3,450 単位)							
	要支援2 (6,972 単位)								
ロ 同一建物に居住する者に対して行う場合	要支援1 (3,109 単位)	×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	×70/100	+15/100	+10/100
	要支援2 (6,281 単位)								
ロ 介護予防短期利用居宅介護費(1日につき)		要支援1 (424 単位)							
		要支援2 (531 単位)							
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)		1日につき 30単位を加算							
ニ 認知症行動・心理状態緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定)		(1日につき 200単位を加算(7日間を限度))							
ホ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 450単位を加算)							
ヘ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1) 総合マネジメント体制強化加算 () (1月につき 1,200単位を加算) (2) 総合マネジメント体制強化加算 () (1月につき 800単位を加算)							
ト 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算 () (1月につき +100単位) (2)生活機能向上連携加算 () (1月につき +200単位)							
チ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)		(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))							
リ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 40単位を加算)							
ヌ 生産性向上推進体制加算		(1)生産性向上推進体制加算 () (1月につき 100単位を加算) (2)生産性向上推進体制加算 () (1月につき 10単位を加算)							
ル サービス提供体制強化加算		(1) イを算定している場合 (1月につき、3.0単位を加算) (1月につき、6.0単位を加算) (1月につき、3.0単位を加算) (1月につき、3.0単位を加算) (1月につき、2.5単位を加算) (1月につき、1.0単位を加算) (1月につき、1.0単位を加算) (1月につき、1.2単位を加算)		(一) サービス提供体制強化加算 () (1月につき、3.0単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算 () (1月につき、6.0単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算 () (1月につき、3.0単位を加算) (一) サービス提供体制強化加算 () (1月につき、3.0単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算 () (1月につき、2.5単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算 () (1月につき、1.0単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算 () (1日につき、1.2単位を加算)					
ハ 介護職員等処遇改善加算		1) 介護職員等処遇改善加算(一) (1月につき、所定単位の119/100) 2) 介護職員等処遇改善加算(二) (1月につき、所定単位の115/100) 3) 介護職員等処遇改善加算(三) (1月につき、所定単位の118/100) 4) 介護職員等処遇改善加算(四) (1月につき、所定単位の116/100) 5) 介護職員等処遇改善加算(五) (1月につき、所定単位の117/100) 6) 介護職員等処遇改善加算(六) (1月につき、所定単位の114/100) 7) 介護職員等処遇改善加算(七) (1月につき、所定単位の117/100) 8) 介護職員等処遇改善加算(八) (1月につき、所定単位の117/100) 9) 介護職員等処遇改善加算(九) (1月につき、所定単位の117/100) 10) 介護職員等処遇改善加算(十) (1月につき、所定単位の117/100) 11) 介護職員等処遇改善加算(十一) (1月につき、所定単位の117/100) 12) 介護職員等処遇改善加算(十二) (1月につき、所定単位の117/100) 13) 介護職員等処遇改善加算(十三) (1月につき、所定単位の117/100) 14) 介護職員等処遇改善加算(十四) (1月につき、所定単位の117/100) 15) 介護職員等処遇改善加算(十五) (1月につき、所定単位の117/100) 16) 介護職員等処遇改善加算(十六) (1月につき、所定単位の117/100) 17) 介護職員等処遇改善加算(十七) (1月につき、所定単位の117/100) 18) 介護職員等処遇改善加算(十八) (1月につき、所定単位の117/100) 19) 介護職員等処遇改善加算(十九) (1月につき、所定単位の117/100) 20) 介護職員等処遇改善加算(二十) (1月につき、所定単位の117/100) 21) 介護職員等処遇改善加算(二十一) (1月につき、所定単位の117/100) 22) 介護職員等処遇改善加算(二十二) (1月につき、所定単位の117/100) 23) 介護職員等処遇改善加算(二十三) (1月につき、所定単位の117/100) 24) 介護職員等処遇改善加算(二十四) (1月につき、所定単位の117/100) 25) 介護職員等処遇改善加算(二十五) (1月につき、所定単位の117/100) 26) 介護職員等処遇改善加算(二十六) (1月につき、所定単位の117/100) 27) 介護職員等処遇改善加算(二十七) (1月につき、所定単位の117/100) 28) 介護職員等処遇改善加算(二十八) (1月につき、所定単位の117/100) 29) 介護職員等処遇改善加算(二十九) (1月につき、所定単位の117/100) 30) 介護職員等処遇改善加算(三十) (1月につき、所定単位の117/100) 31) 介護職員等処遇改善加算(三十一) (1月につき、所定単位の117/100) 32) 介護職員等処遇改善加算(三十二) (1月につき、所定単位の117/100) 33) 介護職員等処遇改善加算(三十三) (1月につき、所定単位の117/100) 34) 介護職員等処遇改善加算(三十四) (1月につき、所定単位の117/100) 35) 介護職員等処遇改善加算(三十五) (1月につき、所定単位の117/100) 36) 介護職員等処遇改善加算(三十六) (1月につき、所定単位の117/100) 37) 介護職員等処遇改善加算(三十七) (1月につき、所定単位の117/100) 38) 介護職員等処遇改善加算(三十八) (1月につき、所定単位の117/100) 39) 介護職員等処遇改善加算(三十九) (1月につき、所定単位の117/100) 40) 介護職員等処遇改善加算(四十) (1月につき、所定単位の117/100) 41) 介護職員等処遇改善加算(四十一) (1月につき、所定単位の117/100) 42) 介護職員等処遇改善加算(四十二) (1月につき、所定単位の117/100) 43) 介護職員等処遇改善加算(四十三) (1月につき、所定単位の117/100) 44) 介護職員等処遇改善加算(四十四) (1月につき、所定単位の117/100) 45) 介護職員等処遇改善加算(四十五) (1月につき、所定単位の117/100) 46) 介護職員等処遇改善加算(四十六) (1月につき、所定単位の117/100) 47) 介護職員等処遇改善加算(四十七) (1月につき、所定単位の117/100) 48) 介護職員等処遇改善加算(四十八) (1月につき、所定単位の117/100) 49) 介護職員等処遇改善加算(四十九) (1月につき、所定単位の117/100) 50) 介護職員等処遇改善加算(五十) (1月につき、所定単位の117/100) 51) 介護職員等処遇改善加算(五十一) (1月につき、所定単位の117/100) 52) 介護職員等処遇改善加算(五十二) (1月につき、所定単位の117/100) 53) 介護職員等処遇改善加算(五十三) (1月につき、所定単位の117/100) 54) 介護職員等処遇改善加算(五十四) (1月につき、所定単位の117/100) 55) 介護職員等処遇改善加算(五十五) (1月につき、所定単位の117/100) 56) 介護職員等処遇改善加算(五十六) (1月につき、所定単位の117/100) 57) 介護職員等処遇改善加算(五十七) (1月につき、所定単位の117/100) 58) 介護職員等処遇改善加算(五十八) (1月につき、所定単位の117/100) 59) 介護職員等処遇改善加算(五十九) (1月につき、所定単位の117/100) 60) 介護職員等処遇改善加算(六十) (1月につき、所定単位の117/100) 61) 介護職員等処遇改善加算(六十一) (1月につき、所定単位の117/100) 62) 介護職員等処遇改善加算(六十二) (1月につき、所定単位の117/100) 63) 介護職員等処遇改善加算(六十三) (1月につき、所定単位の117/100) 64) 介護職員等処遇改善加算(六十四) (1月につき、所定単位の117/100) 65) 介護職員等処遇改善加算(六十五) (1月につき、所定単位の117/100) 66) 介護職員等処遇改善加算(六十六) (1月につき、所定単位の117/100) 67) 介護職員等処遇改善加算(六十七) (1月につき、所定単位の117/100) 68) 介護職員等処遇改善加算(六十八) (1月につき、所定単位の117/100) 69) 介護職員等処遇改善加算(六十九) (1月につき、所定単位の117/100) 70) 介護職員等処遇改善加算(七十) (1月につき、所定単位の117/100) 71) 介護職員等処遇改善加算(七十一) (1月につき、所定単位の117/100) 72) 介護職員等処遇改善加算(七十二) (1月につき、所定単位の117/100) 73) 介護職員等処遇改善加算(七十三) (1月につき、所定単位の117/100) 74) 介護職員等処遇改善加算(七十四) (1月につき、所定単位の117/100) 75) 介護職員等処遇改善加算(七十五) (1月につき、所定単位の117/100) 76) 介護職員等処遇改善加算(七十六) (1月につき、所定単位の117/100) 77) 介護職員等処遇改善加算(七十七) (1月につき、所定単位の117/100) 78) 介護職員等処遇改善加算(七十八) (1月につき、所定単位の117/100) 79) 介護職員等処遇改善加算(七十九) (1月につき、所定単位の117/100) 80) 介護職員等処遇改善加算(八十) (1月につき、所定単位の117/100) 81) 介護職員等処遇改善加算(八十一) (1月につき、所定単位の117/100) 82) 介護職員等処遇改善加算(八十二) (1月につき、所定単位の117/100) 83) 介護職員等処遇改善加算(八十三) (1月につき、所定単位の117/100) 84) 介護職員等処遇改善加算(八十四) (1月につき、所定単位の117/100) 85) 介護職員等処遇改善加算(八十五) (1月につき、所定単位の117/100) 86) 介護職員等処遇改善加算(八十六) (1月につき、所定単位の117/100) 87) 介護職員等処遇改善加算(八十七) (1月につき、所定単位の117/100) 88) 介護職員等処遇改善加算(八十八) (1月につき、所定単位の117/100) 89) 介護職員等処遇改善加算(八十九) (1月につき、所定単位の117/100) 90) 介護職員等処遇改善加算(九十) (1月につき、所定単位の117/100) 91) 介護職員等処遇改善加算(九十一) (1月につき、所定単位の117/100) 92) 介護職員等処遇改善加算(九十二) (1月につき、所定単位の117/100) 93) 介護職員等処遇改善加算(九十三) (1月につき、所定単位の117/100) 94) 介護職員等処遇改善加算(九十四) (1月につき、所定単位の117/100) 95) 介護職員等処遇改善加算(九十五) (1月につき、所定単位の117/100) 96) 介護職員等処遇改善加算(九十六) (1月につき、所定単位の117/100) 97) 介護職員等処遇改善加算(九十七) (1月につき、所定単位の117/100) 98) 介護職員等処遇改善加算(九十八) (1月につき、所定単位の117/100) 99) 介護職員等処遇改善加算(九十九) (1月につき、所定単位の117/100) 100) 介護職員等処遇改善加算(百) (1月につき、所定単位の117/100)		注 定率単位のイからルまでに算定した単位数の合計					

イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入
 身体拘束禁止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。
 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
 介護職員等処遇改善加算(一)については、令和7年3月31日まで算定可能。

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注		
			夜勤を行う職員 の勤務時間 を超過する 場合	利用者の数が 利用定数を超 える場合	介護従業者の 員数が標準に 満たない場合	身体拘束廃止 未実施減算	高齢者虐待防 止措置未実施 減算	業務継続計画 未策定減算	3ユニットで夜 勤を行う職員 の員数を2以上 とする場合	夜間支援体制 加算()	夜間支援体制 加算()	認知症行動・心 理症状緊急対 応加算	若年性認知症 利用者受入加 算
イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費	(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費()	要支援2 (761 単位)				-10/100			1日につき -50単位	1日につき +50単位			
	(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費()	要支援2 (749 単位)									1日につき +25単位		
ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費	(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費()	要支援2 (789 単位)	×97/100	×70/100	×70/100		-1/100	-3/100	1日につき -50単位	1日につき +50単位		1日につき +200単位 (1日限を 限度)	1日につき +120単位
	(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費()	要支援2 (777 単位)				-1/100			1日につき -50単位	1日につき +25単位			
注 入院時費用			利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定										
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定) (1日につき 30単位を加算)													
ニ 退院時情報提供加算 (イを算定する場合のみ算定) (250単位を加算)													
ホ 退院時相談援助加算 (イを算定する場合のみ算定) (400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))													
ヘ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算()	(1日につき 2単位を加算)											
	(2) 認知症専門ケア加算()	(1日につき 4単位を加算)											
ト 認知症チームケア推進加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症チームケア推進加算()	(1月につき 150単位を加算)											
	(2) 認知症チームケア推進加算()	(1月につき 120単位を加算)											
チ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算()	(1月につき 100単位を加算)											
	(2) 生活機能向上連携加算()	(1月につき 200単位を加算)											
リ 栄養管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき +30単位を加算)											
ヌ 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 30単位を加算)											
ル 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)		(1回につき 20単位を加算(5月に1回を限度))											
ヲ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 40単位を加算)											
ワ 高齢者施設等感染対策向上加算	(1) 高齢者施設等感染対策向上加算()	(1月につき 10単位を加算)											
	(2) 高齢者施設等感染対策向上加算()	(1月につき 5単位を加算)											
カ 新興感染症等施設療養費		(1月に1回、連続する5日を限度として 240単位を算定)											
ヨ 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算()	(1月につき 100単位を加算)											
	(2) 生産性向上推進体制加算()	(1月につき 18単位を加算)											
タ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算()	(1日につき 22単位を加算)											
	(2) サービス提供体制強化加算()	(1日につき 18単位を加算)											
	(3) サービス提供体制強化加算()	(1日につき 6単位を加算)											
リ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算()	(1月につき +所定単位数×186/1000)	注 所定単位数は、イからラまでに算定した単位数の合計										
	(2) 介護職員等処遇改善加算()	(1月につき +所定単位数×178/1000)											
	(3) 介護職員等処遇改善加算()	(1月につき +所定単位数×155/1000)											
	(4) 介護職員等処遇改善加算()	(1月につき +所定単位数×125/1000)											
	(一) 介護職員等処遇改善加算(一)	(1月につき +所定単位数×163/1000)											
	(二) 介護職員等処遇改善加算(二)	(1月につき +所定単位数×156/1000)											
	(三) 介護職員等処遇改善加算(三)	(1月につき +所定単位数×155/1000)											
	(四) 介護職員等処遇改善加算(四)	(1月につき +所定単位数×148/1000)											
	(五) 介護職員等処遇改善加算(五)	(1月につき +所定単位数×133/1000)											
	(六) 介護職員等処遇改善加算(六)	(1月につき +所定単位数×125/1000)											
	(七) 介護職員等処遇改善加算(七)	(1月につき +所定単位数×128/1000)											
	(八) 介護職員等処遇改善加算(八)	(1月につき +所定単位数×132/1000)											
	(九) 介護職員等処遇改善加算(九)	(1月につき +所定単位数×112/1000)											
	(十) 介護職員等処遇改善加算(十)	(1月につき +所定単位数×97/1000)											
	(十一) 介護職員等処遇改善加算(十一)	(1月につき +所定単位数×102/1000)											
	(十二) 介護職員等処遇改善加算(十二)	(1月につき +所定単位数×89/1000)											
	(十三) 介護職員等処遇改善加算(十三)	(1月につき +所定単位数×89/1000)											
	(十四) 介護職員等処遇改善加算(十四)	(1月につき +所定単位数×66/1000)											

介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。
 身体拘束廃止未実施減算については、ロを算定する場合は、令和7年4月1日から適用する。
 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
 介護職員等処遇改善加算(一)については、令和7年3月31日まで算定可。